

第2次
上牧町地域福祉計画及び
地域福祉活動計画

令和8(2026)年度 → 令和12(2030)年度

人と人が手を取り合い、支え合い安心して
暮らせるまちづくり



令和8(2026)年3月

上牧町
上牧町社会福祉協議会

はじめに

日頃より、本町の福祉行政に対し多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私たちの社会は今、大きな転換期を迎えています。かつて懸念されていた超高齢社会は現実のものとなり、本町の高齢化率は令和7(2025)年時点で35.9%に達しました。将来的には住民の約半数が高齢者となる時代が予測される中、生産年齢人口の減少や、近年のコロナ禍で希薄化した地域のつながりなど、地域を取り巻く環境は厳しさを増しています。また、生活課題も多様化・複雑化し、ひきこもりや生活困窮、家族の世話を担うヤングケアラー、さらには深刻な「孤独・孤立」の問題など、既存の制度だけでは対応しきれない、いわゆる「制度の谷間」にある課題が浮き彫りとなってまいりました。



このような背景のもと、本町では、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を期間とする「第2次上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定いたしました。本計画は、行政が進める理念や仕組みと、社会福祉協議会が担う住民の皆様の行動指針を一つにまとめた、公私協働の計画であります。

今回の計画では、これまでの歩みを継承しつつ、「人と人との手を取り合い、支え合い安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げました。複雑化する困りごとに寄り添う支援体制の構築や孤独・孤立対策、そして災害時にだれ一人取り残さないための防災との連携を施策として盛り込んでおります。

地域福祉の基本は、自ら健やかに過ごす「自助」と、隣近所やボランティアによる助け合いである「互助・共助」です。行政が責任を果たす「公助」はもちろん不可欠ですが、それ以上に、町民皆様お一人おひとりが地域に関心を持ち、小さな異変に気づき、声をかけ合える温かな関係性こそが、何にも代えがたいものとなります。本計画を拠り所に、子どもから高齢者、障がいのある方、そして外国にルーツを持つ方まで、多様な個性が尊重され、だれもが住み慣れた地域で自分らしく輝き続けられる上牧町を、皆様と共に創り上げてまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり熱心にご審議をいただきました策定委員会の皆様をはじめ、アンケートや地区会議等を通じて貴重なご意見・ご提言をいただきました町民の皆様、関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和8(2026)年3月

上牧町長 阪本 正人

目次

第1章

計画策定にあたって

1	地域福祉とは	1
2	計画策定の背景・趣旨	2
3	計画の位置づけ	4
4	計画期間	6
5	計画の策定体制	6

第2章

上牧町を取り巻く現状

1	上牧町の現状	8
2	アンケート調査の主な結果	15
3	地区会議の結果	30
4	団体ヒアリングの結果	31
5	庁内検討会議の結果	33
6	上牧町の取組状況と課題	35

第3章

基本的な計画の考え方

1	基本理念	39
2	基本目標	40
3	施策体系	41

第4章

地域福祉計画

基本目標1	地域で顔の見える、参加できる関係づくり	42
基本目標2	だれもが地域づくりに参加できるしくみづくり	45
基本目標3	住み慣れた地域で安心して暮らせるしくみづくり	48

第5章

地域福祉活動計画

基本目標1	地域で顔の見える、参加できる関係づくり	54
基本目標2	だれもが地域づくりに参加できるしくみづくり	61
基本目標3	住み慣れた地域で安心して暮らせるしくみづくり	64

第6章

計画の推進

1	計画の周知・啓発	69
2	計画の点検・評価	69
3	連携・協働による計画の推進	70

資料編

1	上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会規則	72
2	委員名簿	73
3	策定経過	74
4	用語集	75

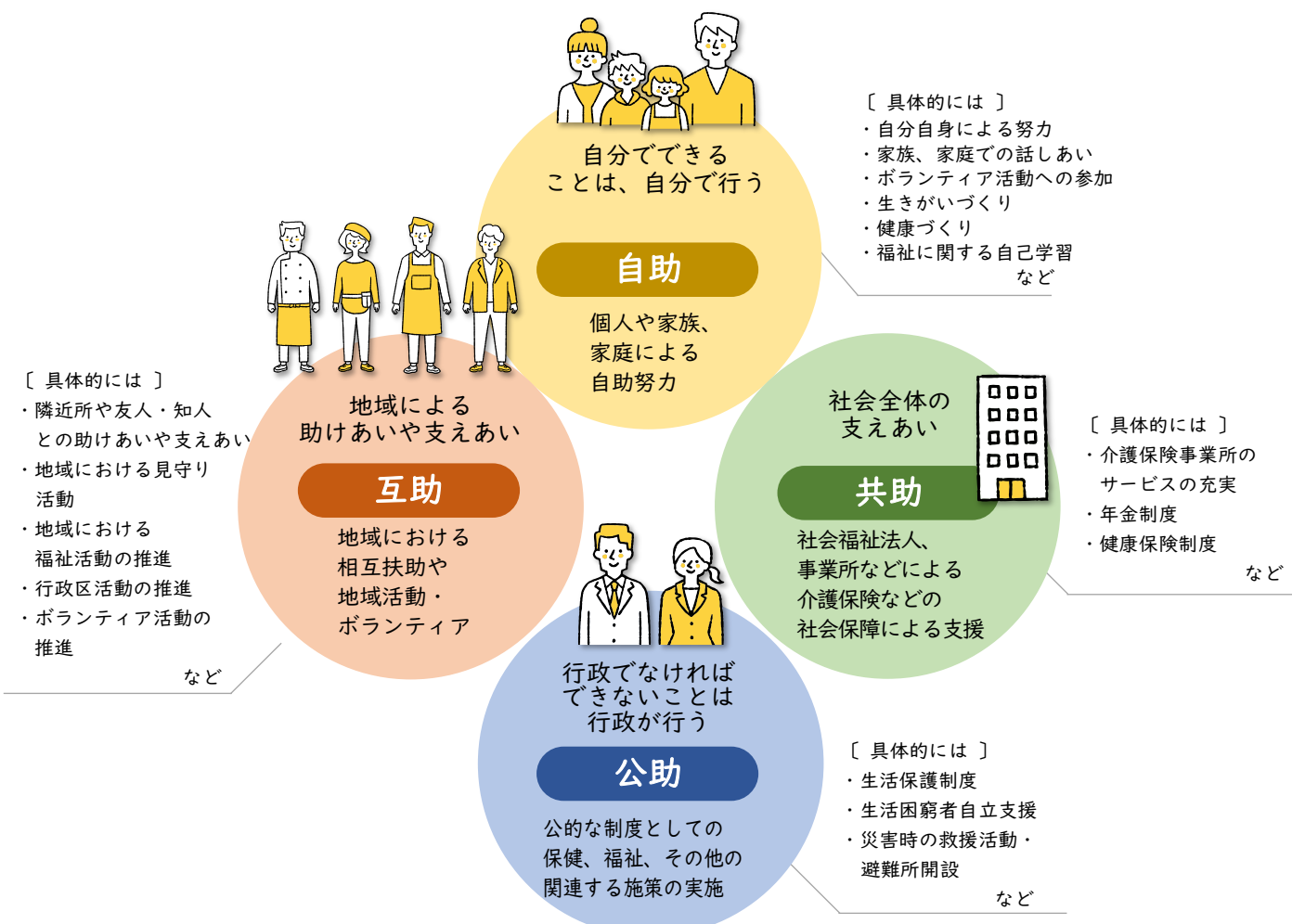
第 | 章

計画策定にあたって

1 地域福祉とは

「地域福祉*」とは、だれもが安心して暮らせるよう、町民や事業者、関係機関・団体、行政が互いに協力して地域生活課題の解決に取り組む考え方です。また、高齢者、障がい者、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という視点で捉え、包括的に必要な支援を行っていくものです。

平成30（2018）年4月に施行された改正社会福祉法では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を運営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、本人とその属する世帯全体に着目し、福祉、介護、保健医療に限らない、地域生活課題を把握するとともに、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携し、課題の解決を図っていくことが規定されています。生活課題や地域課題の解決に向けて、自助*、共助*、互助*、公助*の考えに基づいて、上牧町や近隣の町民、事業者、関係機関・団体、行政のそれぞれが役割を果たし、連携して取り組んでいくことが必要とされています。



2 計画策定の背景・趣旨

(1) 計画策定の背景

私たちの生活を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進行や人口減少、単身世帯の増加、親族・地域関係の変化などにより、移り変わっています。本町においても、地縁による自然発生的な支え合い機能が低下する一方で、ひきこもりや生活困窮、家族の世話を担うヤングケアラー*、さらには社会的な孤立といった、既存の窓口だけでは対応しきれない複雑な課題が見られるようになってきました。

国においては、こうした「制度の谷間*」にある課題や、高齢者・障がい者・子どもといった「属性」を問わず、住民一人ひとりが役割を持ち、支え合いながら共に生きていく「地域共生社会*」の実現を進めています。平成30（2018）年の改正社会福祉法では、自治体に対し、住民の困りごとをまるごと受け止める「包括的な支援体制*」を整えることが求められるようになりました。さらに令和2（2020）年の法改正では、相談支援や地域づくりを一体的に行う「重層的支援体制整備事業*」が創設され、各地域で検討が進められています。これは、これまでの「高齢」「障がい」「子ども」といった対象別の支援を維持しつつ、それらが複雑に絡み合った課題に対しても柔軟に対応できるしくみを作るものです。

また、近年の法整備は、だれもが自分らしく地域で暮らし続けられるしくみを作る方向へと進んでいます。令和5（2023）年施行の「こども基本法」では、すべての子どもが健やかに育つ権利を保障し、令和6（2024）年施行の「孤独・孤立対策推進法*」では、孤独を社会全体で防ぐべき課題として位置づけました。加えて「認知症基本法」の施行や「障害者差別解消法」の改正など多様な個性を認め合い、だれもが排除されない社会づくりに向けた法的基盤が整ってきました。

(2) 上牧町における地域福祉に関するこれまでの取組

本町における地域福祉の推進は、町と社会福祉協議会が、それぞれの目的や役割に基づき、段階的に取り組んできました。

町においては、平成28（2016）年3月に初めて「上牧町地域福祉計画」を策定し、「人と人が手を取り合い、支え合い安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、福祉の基盤整備を進めてきました。一方、社会福祉協議会においては、地域福祉推進の具体的な実施計画である「上牧町地域福祉活動計画ーマッキーアクションプランー」を平成25（2013）年3月に策定しました。その後、平成28（2016）年3月には、地域福祉をめぐる新たな課題に対応するため、内容の見直しを行った「第2次上牧町地域福祉活動計画ーマッキーアクションプランー」を策定しました。

これまで行政の役割（公助）と住民・社協の活動（共助）を別々の計画で整理してきましたが、地域共生社会の実現に向けては、地域住民と行政、地域福祉を担う関係団体・事業者等がより一層連携・協働する地域福祉のしくみづくりが必要でした。

※右上に「*」が付いている単語についてはp75以降にて用語の解説をしています。

これを受け、令和3（2021）年度からは、町が策定する「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一つにまとめ、「上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画」として一体的に策定いたしました。

令和3（2021）年度より開始した一体的な取組により、行政の専門的な相談機能と住民のネットワークが連動し、見守り活動の促進など進めてきました。しかし、近年では新型コロナウイルス感染症の影響により地域活動が制限され、孤独・孤立の問題が深刻化するなど、新たな課題も明らかになりました。

本計画は、令和3（2021）年度からの一体的策定の取組を継続し、コロナ禍で再認識された「人とのつながり」の重要性をあらためて据え、次なる5年間の指針として「第2次上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定するものです。



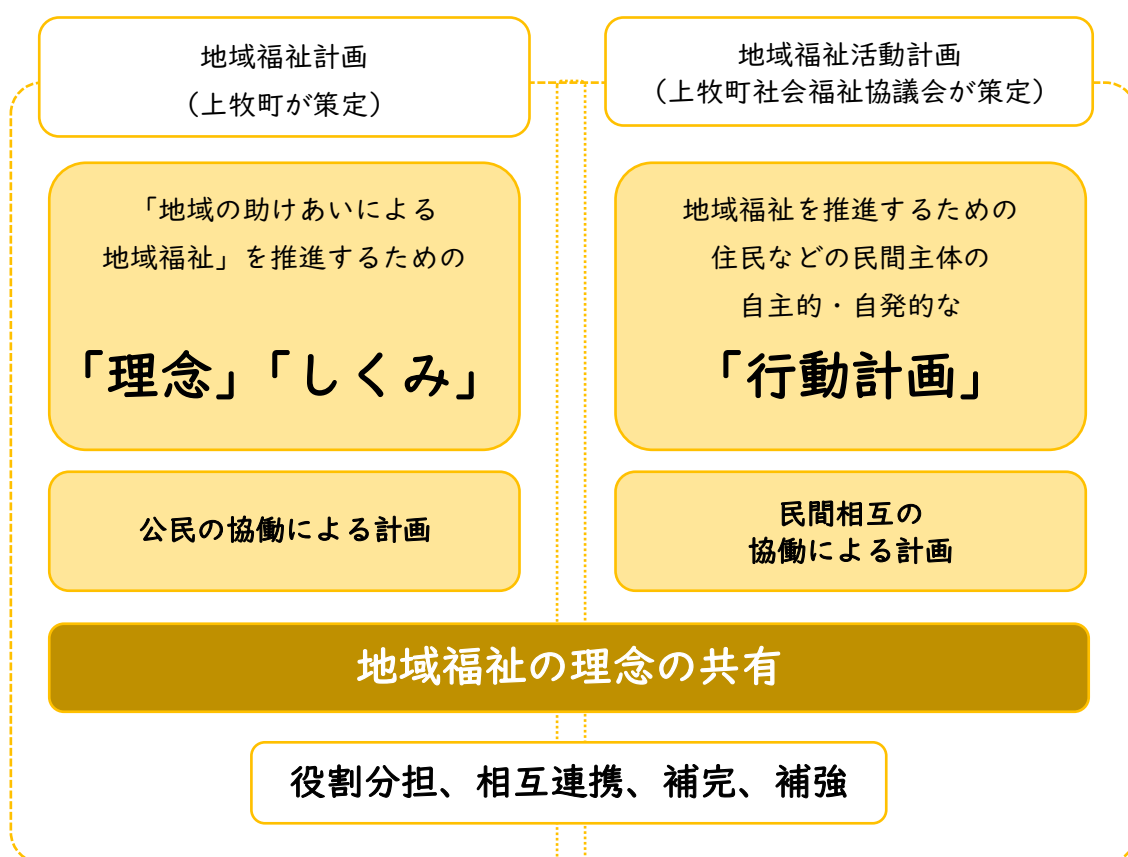
3 計画の位置づけ

(1) 本計画の性格と一体的策定の趣旨

本計画は、社会福祉法第107条に基づき町が策定する「地域福祉計画」と、上牧町社会福祉協議会が住民自治の視点から策定する「地域福祉活動計画」を統合したものです。町が策定する計画は、住民、福祉事業者、関係機関、行政が協力して進めていくための指針であり、「地域の助けあいによる地域福祉」を推進するための「理念」や「しくみ」を構築する、公民の協働による計画です。

一方、社会福祉協議会が策定する計画は、住民やボランティア、福祉事業者が互いに協力して作成する、住民などの民間主体による自主的・自発的な「行動計画」です。

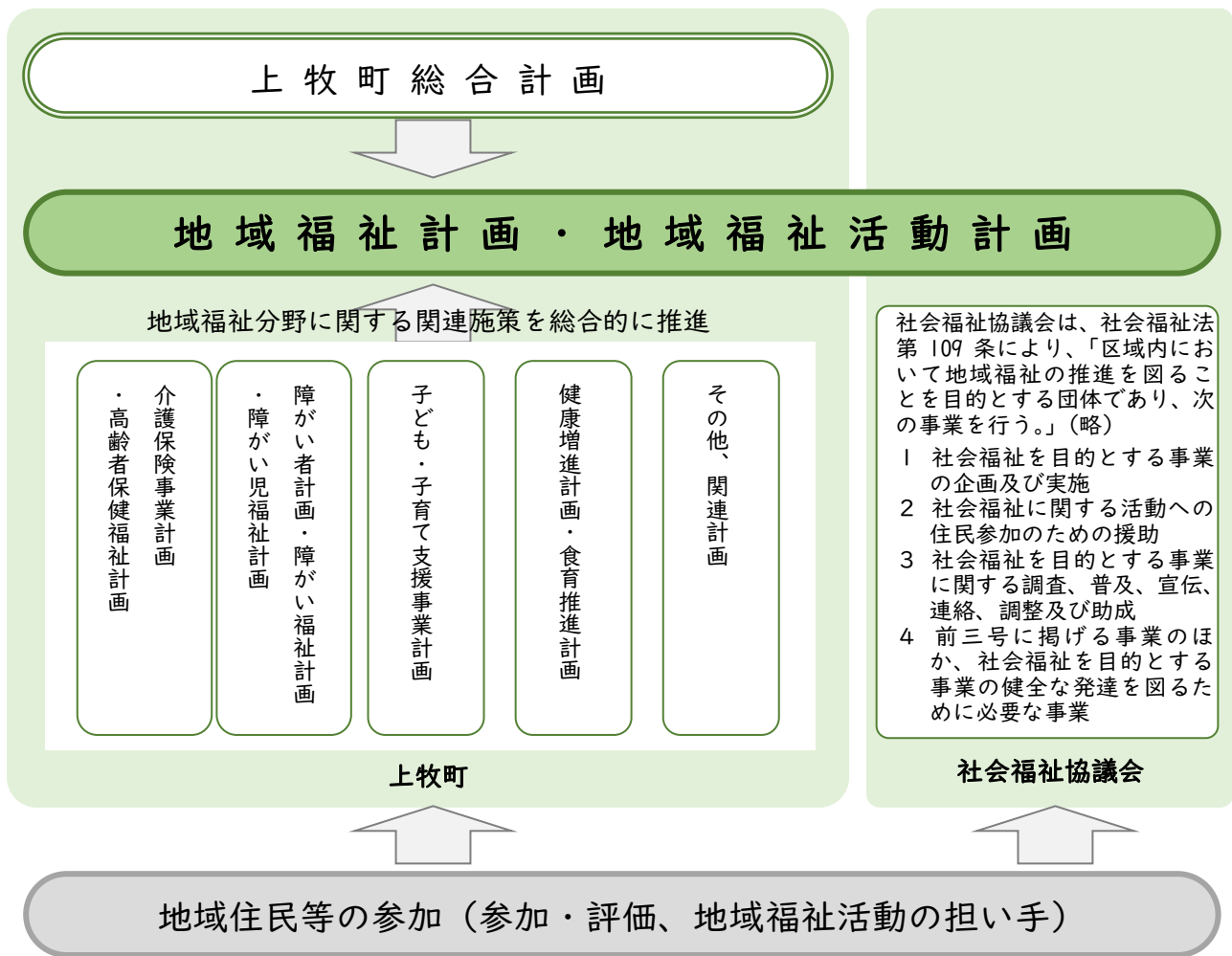
本計画では、この両計画を一体的に策定する取組を継続し、第2次計画として位置付けます。これにより、町と社会福祉協議会がそれぞれの立場で役割を担いながら、相互に連携・補完し、補強し合う体制を強化します。行政の施策指針と民間による具体的な活動指針を一元化することにより、地域住民が安心して暮らせるしくみづくりを進め、多様な社会的課題に対応していくことを目的としています。



(2) 関連計画との関係

本計画は、「上牧町総合計画」を上位計画とした個別計画であり、地域福祉を推進するための目標を定め、取組を体系化する基本計画としての性格を持つものです。

また、支援を必要とする対象者ごとに策定された各計画に共通する地域福祉推進のための理念を相互につなぐとともに、各計画の施策が地域において、より効果的に展開されることを推進する役割を担います。



4 計画期間

計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。
ただし、国、県等の動向を踏まえて、また、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。



5 計画の策定体制

(1) 上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会での審議

本計画の策定にあたっては、住民、学識経験者、関係機関の代表者、各種団体の代表者、民間事業者の代表者等で構成する「上牧町地域福祉計画及び上牧町地域福祉活動計画策定委員会」において計画について審議を行いました。

(2) 地域福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、住民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するため、18歳以上の住民2,000人を対象に「上牧町 地域福祉に関するアンケート調査」を実施し、住民の地域福祉に関する意識や活動の実態などについて把握しました。

また、町内の地域福祉にかかる関係団体を対象にヒアリング調査を実施し、地域福祉活動における問題点や課題などについて把握しました。

(3) 地区会議の実施

地域福祉の推進は、多様な人・団体・組織が参画し、より身近な自治会区での活動を丁寧に行っていくことが大切であることから、自治会区で普段気になっていることや取り組んでいることを共有し、今後の5年間について考えていくことを目的に地区会議を実施しました。地区会議は、葛城台、アーバン、新町、ささゆり台の4地区と上牧町のこれらを担う若者として、高校生、大学生に協力をお願いし実施しました。

【地区会議の様子】



(4) 上牧町地域福祉庁内検討会議での協議

高齢者、障がい者、子ども及び生活困窮者などの多世代を横断する複合的かつ複雑化した地域福祉課題に対して、関係各課及び関係機関協働のもと、柔軟に対応し解決していくため、上牧町地域福祉庁内検討会議（「庁内検討会議」という。）を設け、福祉関係各課の代表により会議を行いました。

庁内検討会議では、福祉諸制度・施策の共有化を行い、事例検討やさらなる包括的な相談支援体制の強化を図りました。

開催回	開催日	協議事項
第1回	令和7（2025）年10月20日	包括的な相談支援体制の強化に向けて（各課の課題や対応状況）
第2回	令和8（2026）年1月19日	次期計画の取組内容及び連携体制について

(5) パブリックコメントの実施

令和8（2026）年2月9日（月）から2月27日（金）に計画素案に対しパブリックコメント*を実施し、幅広く意見を聴取しました

第 2 章

上牧町を取り巻く現状

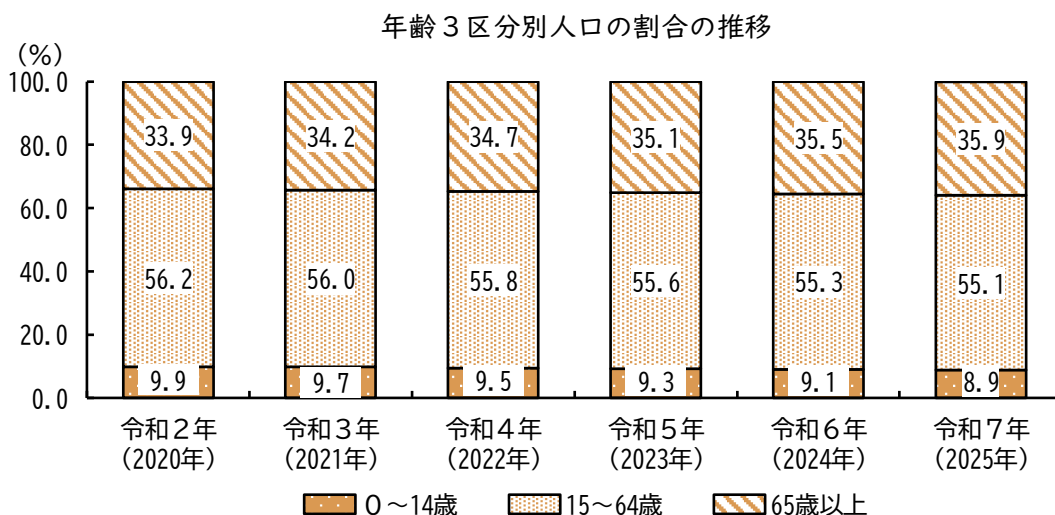
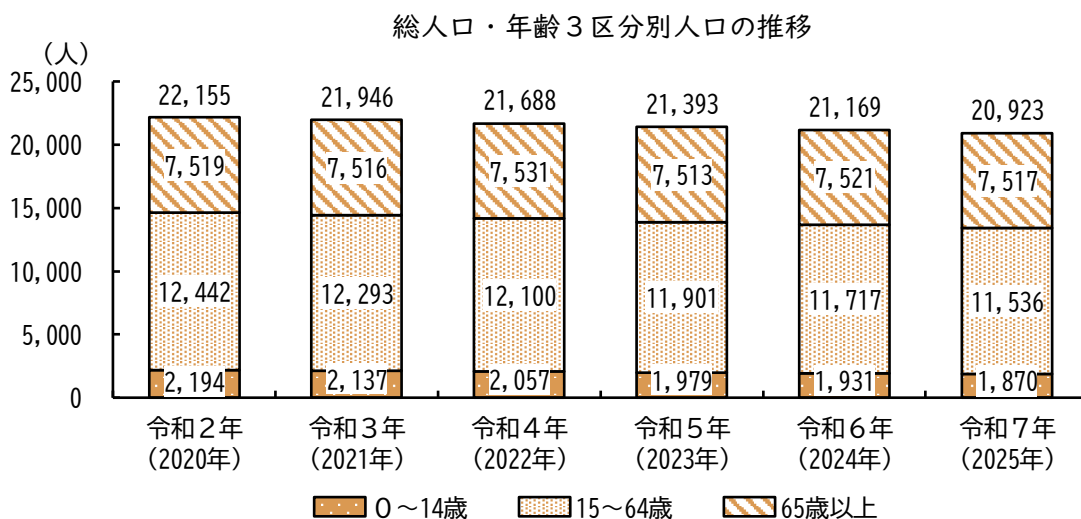
I 上牧町の現状

(1) 人口等の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は、令和7（2025）年で20,923人となっています。0～14歳、15～64歳の人口は年々減少していますが、一方で65歳以上の人口は横ばいで推移しています。

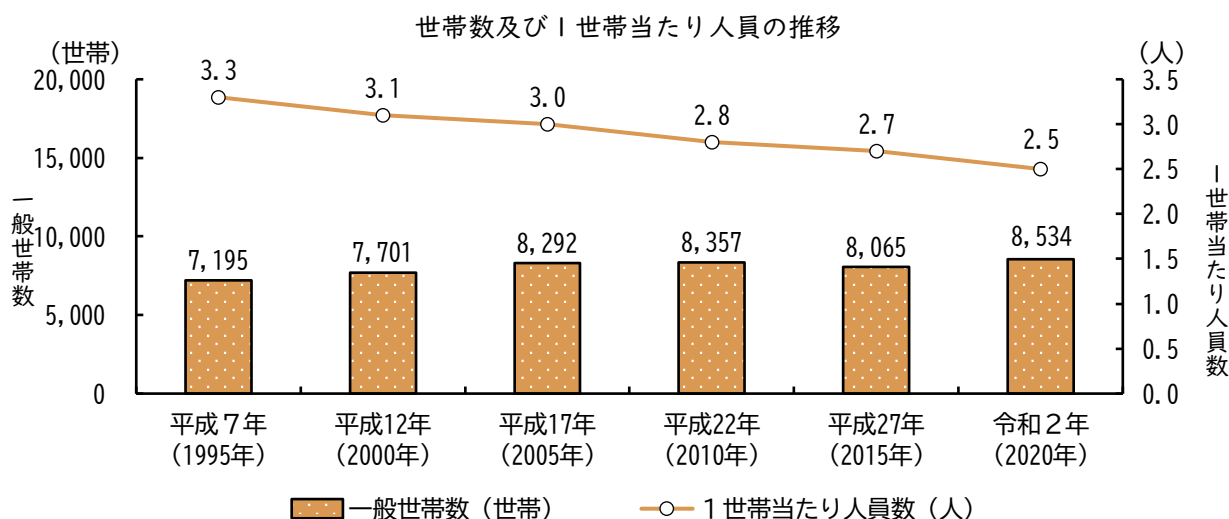
年齢3区分別人口の割合の推移は、65歳以上が占める割合が令和7（2025）年で35.9%と、令和2（2020）年に比べ2.0ポイント増加しています。一方、15～64歳が占める割合、0～14歳が占める割合は年々減少しています。



② 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

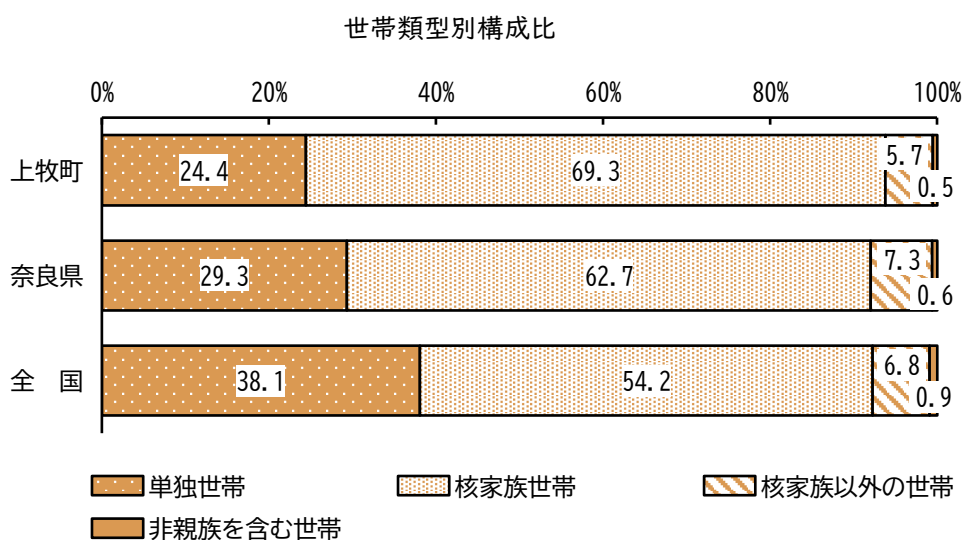
本町の一般世帯数は、平成27（2015）年に減少しましたが、令和2（2020）年に8,534世帯と増加しています。

1世帯当たり人員は減少し、令和2（2020）年は1世帯当たり2.5人で平成7（1995）年の3.3人から0.8人減となっています。



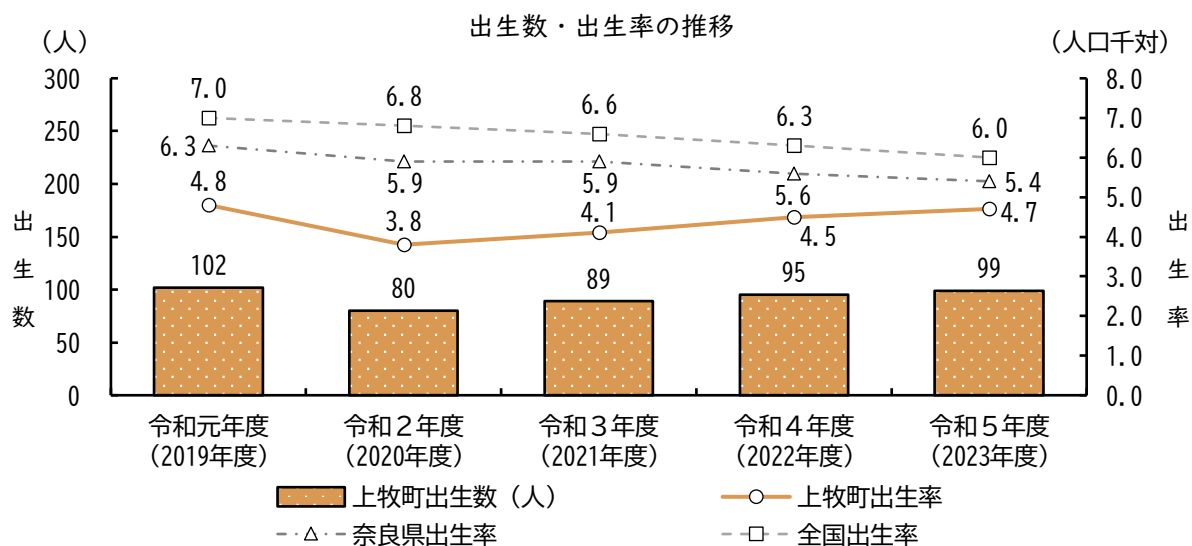
③ 世帯類型別構成比

令和2（2020）年の世帯類型別構成比をみると、単独世帯が24.4%となっており、全国、奈良県の割合を下回っています。

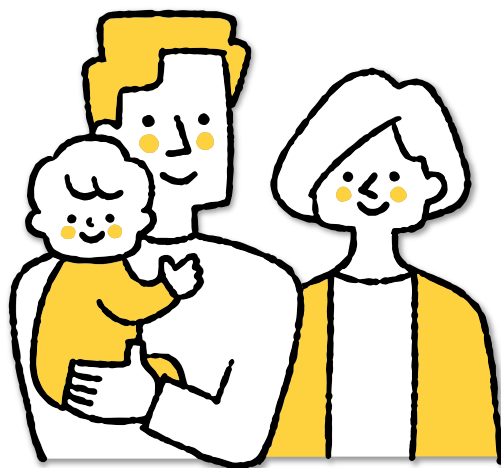


④ 出生数・出生率の推移

出生数、人口千人当たりの出生率ともに横ばいで推移しており、令和5（2023）年度で出生数が99人、出生率が4.7人となっています。本町の出生率は、全国平均、奈良県平均を下回っています。



資料：人口動態統計

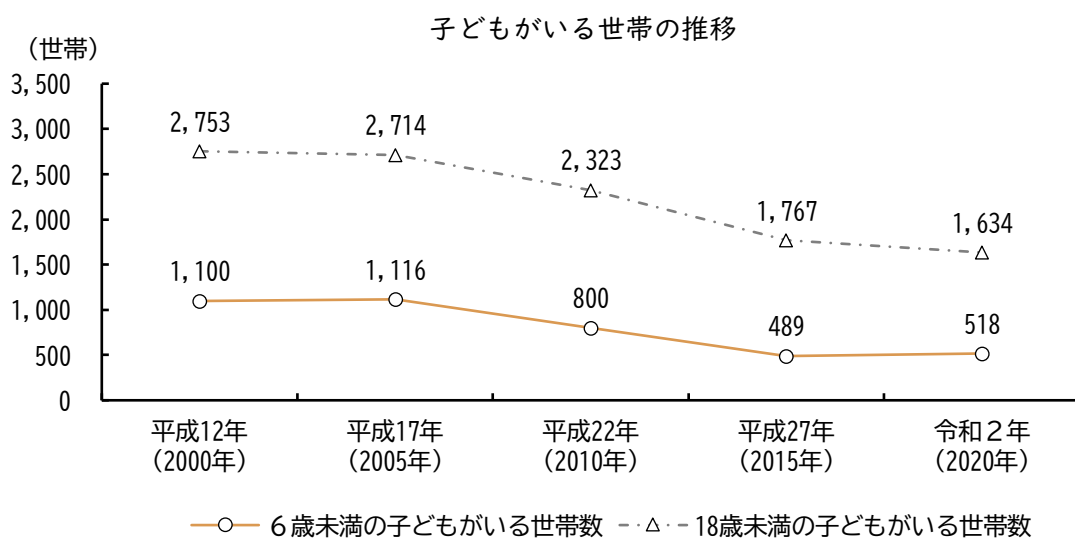


⑤ 子どもがいる世帯の状況

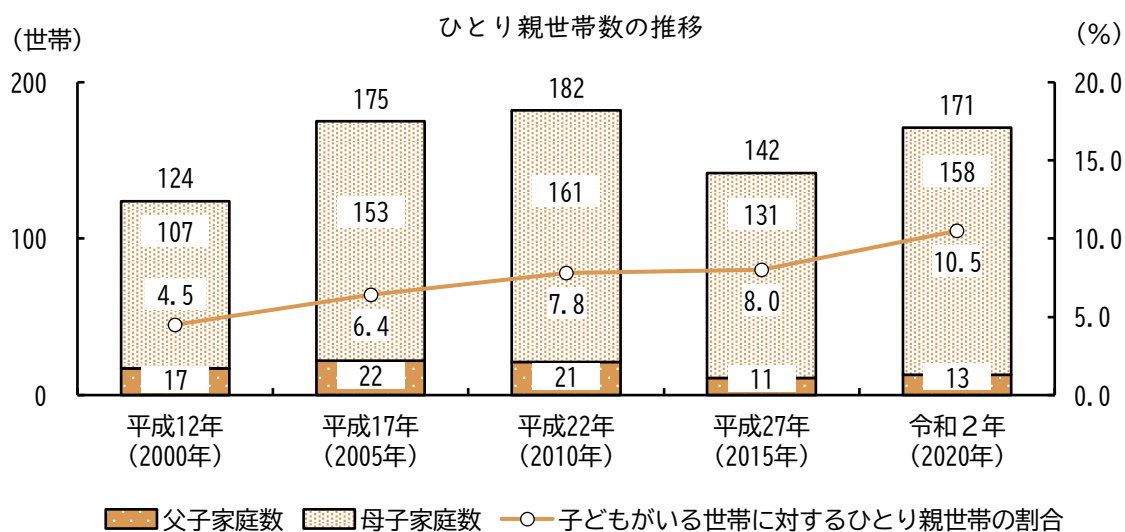
令和2（2020）年には、6歳未満の子どもがいる世帯は518世帯、18歳未満の子どもがいる世帯は1,634世帯となっています。

平成12（2000）年からの推移をみると、減少傾向にあり、6歳未満の子どもがいる世帯は20年の間で半数以下となっています。

ひとり親世帯数は、平成12（2000）年以降、増加傾向にありましたが、子どもがいる世帯数の減少に伴って平成27（2015）年には減少に転じています。一方で、子どもがいる世帯数に対する割合は上昇しており、令和2（2020）年には10.5%がひとり親世帯となっています。



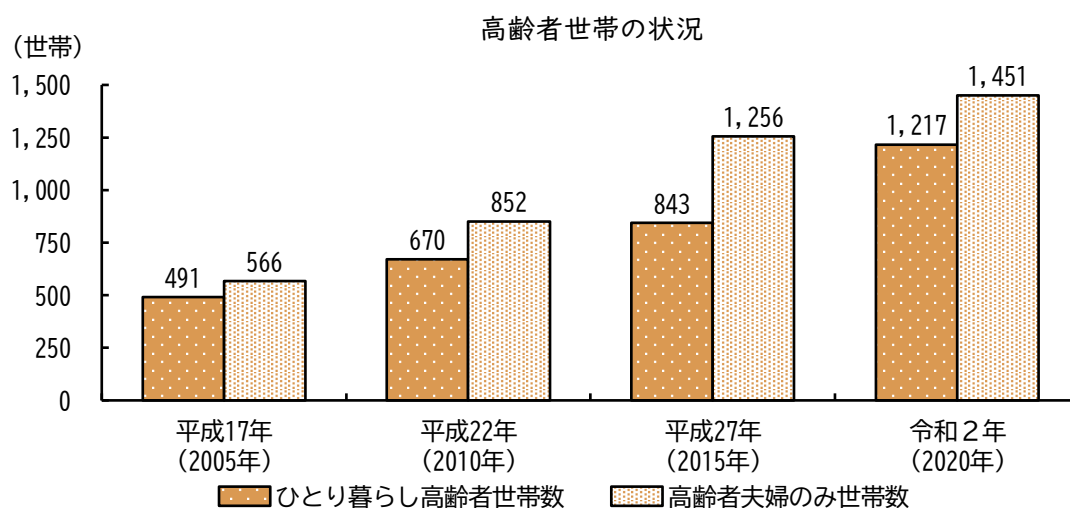
資料：国勢調査（各年10月1日現在）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

⑥ 高齢者世帯の状況

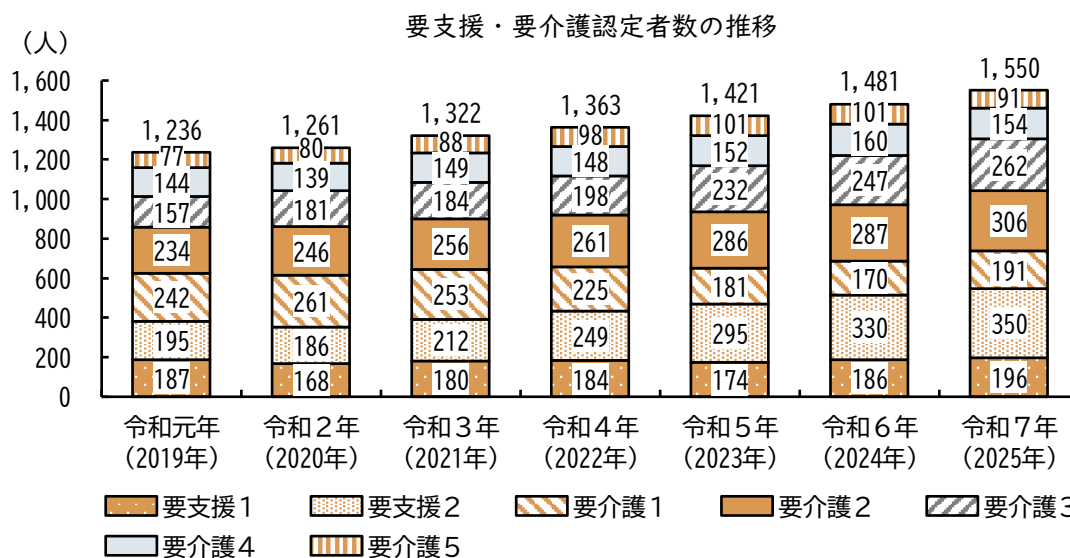
高齢者世帯は年々増加しており、令和2（2020）年では、ひとり暮らし高齢者世帯数が1,217世帯、高齢者夫婦のみ世帯数が1,451世帯となっています。また、ひとり暮らし高齢者世帯数は、令和2（2020）年は平成17（2005）年と比べると約2.5倍、高齢者夫婦のみ世帯数が約2.6倍となっています。



※ 高齢者夫婦のみ世帯：夫婦とも65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

⑦ 要支援・要介護認定者数の推移

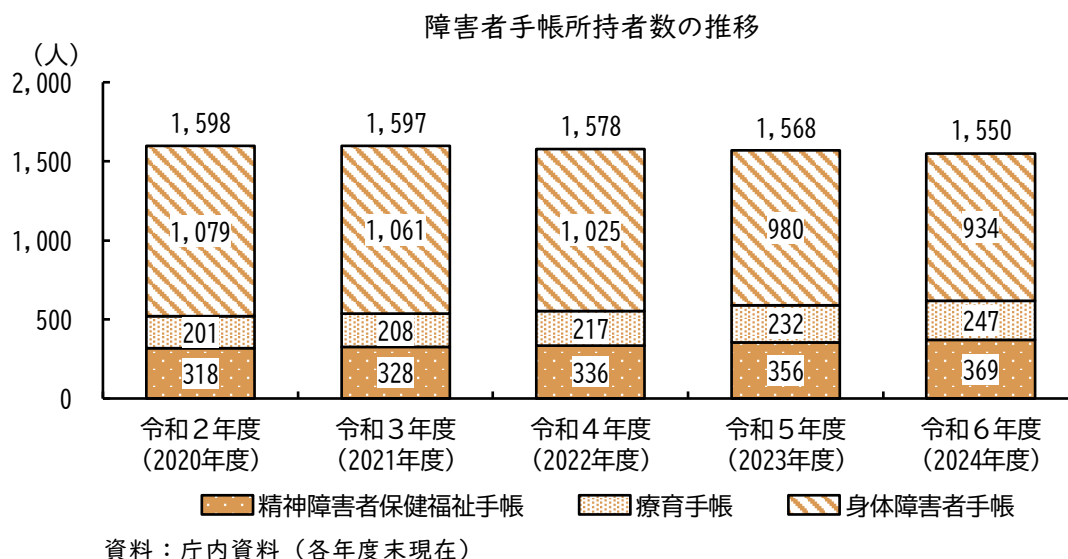
要支援・要介護認定者数は、令和元（2019）年以降増加傾向にあり、令和7（2025）年で1,550人となっています。内訳をみると、要支援2、要介護2、3で増加傾向であり、令和元（2019）年に比べ令和7（2025）年では要支援2は1.8倍、要介護2は1.3倍、要介護3は約1.7倍となっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

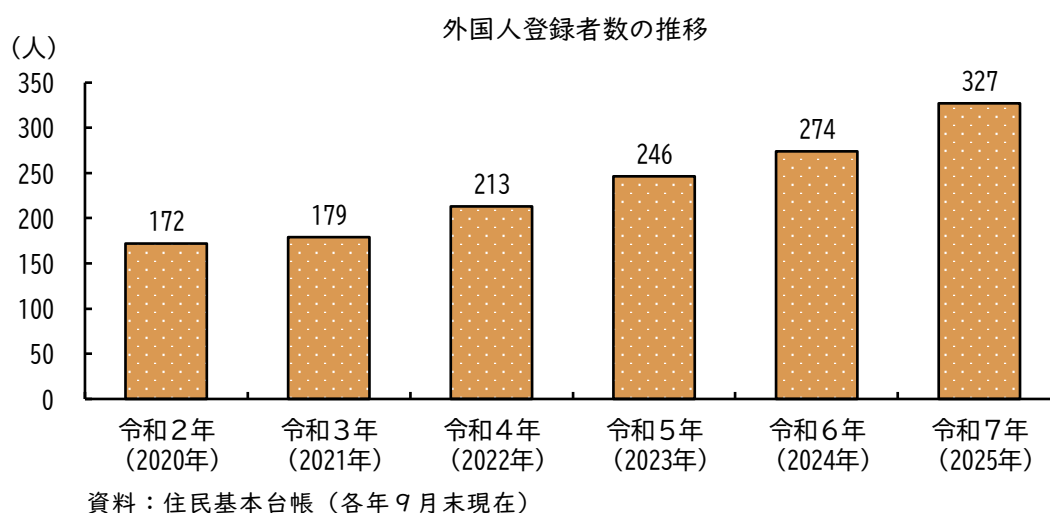
⑧ 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、令和6（2024）年度で1,550人となっており、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳は年々増加しています。



⑨ 外国人登録者数の推移

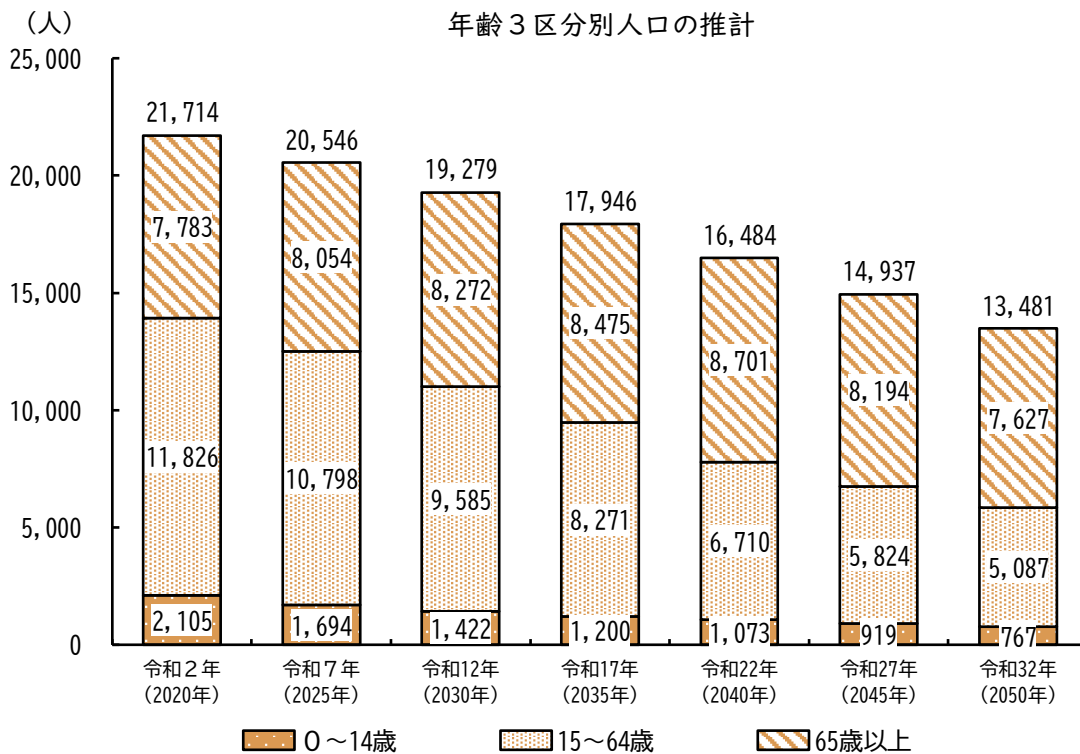
外国人登録者数の推移をみると、近年増加傾向にあり、令和7（2025）年には327人となっています。



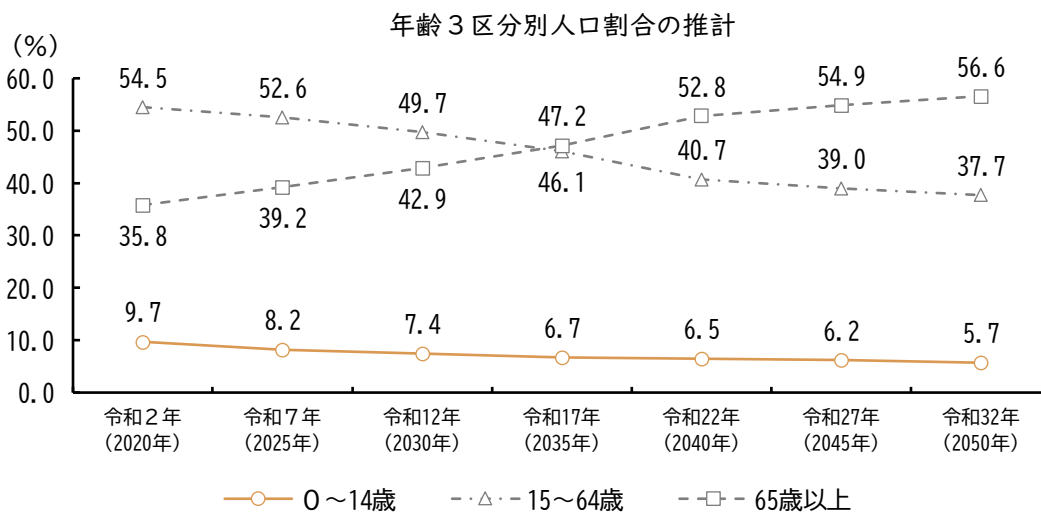
⑩ 将来人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によると、町の人口は今後も減少を続け、10年後の令和17（2035）年には17,946人、20年後の令和27（2045）年には14,937人となり、その後も人口減少が予測されています。

また、年齢3区分別では、15～64歳人口（生産年齢人口）の減少に伴う高齢化率の上昇が見込まれており、令和17（2035）年には47.2%、20年後の令和27（2045）年には54.9%と高齢者が半数を超えると予測されています。



資料：日本の地域別将来推計人口



資料：日本の地域別将来推計人口

2 アンケート調査の主な結果

本調査は、計画を策定するにあたり、住民の意見を伺い、基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

(1) 調査方法

調査対象者	町在住の18歳以上の人
抽出方法・人数	無作為により2,000人を抽出
調査票の配布・回収	郵送配付・郵送回収及びWEB回答
調査期間	令和7(2025)年8月～令和7(2025)年9月

(2) 回収結果

配布数	回収数	回収率
2,000件	1,095件	54.8%

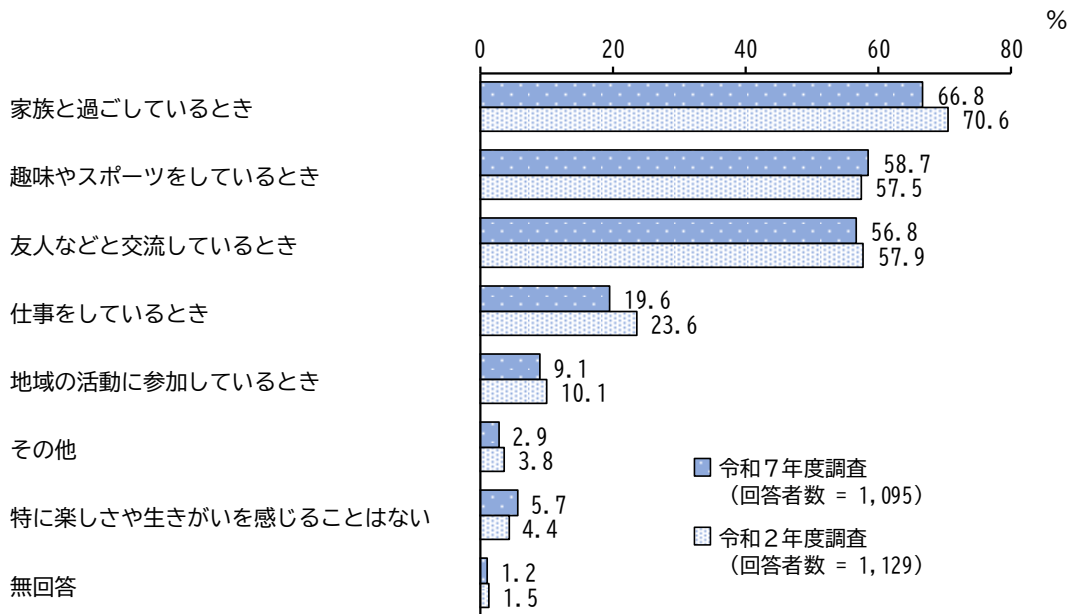


(3) アンケート調査の結果（抜粋）

① 地域での交流の機会の充実について

問 あなたは日常生活のなかで、どのようなときに楽しさや生きがいを感じますか。
（〇はいくつでも）

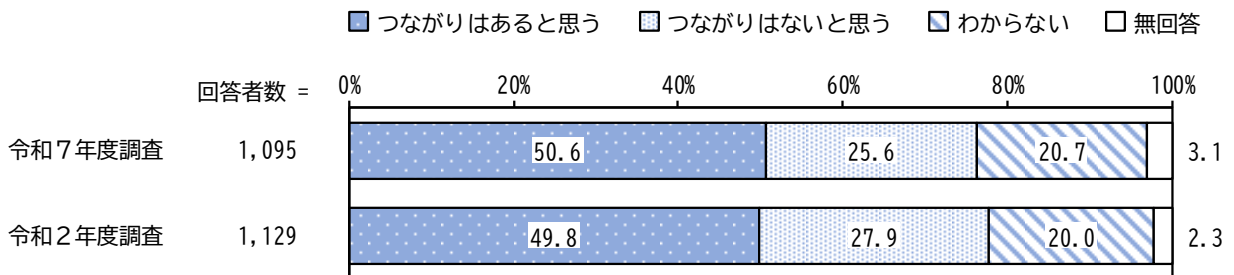
「家族と過ごしているとき」の割合が66.8%と最も高く、次いで「趣味やスポーツをしているとき」の割合が58.7%、「友人などと交流しているとき」の割合が56.8%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



問 あなたは、地域とのつながりはあると思いますか。（〇は1つ）

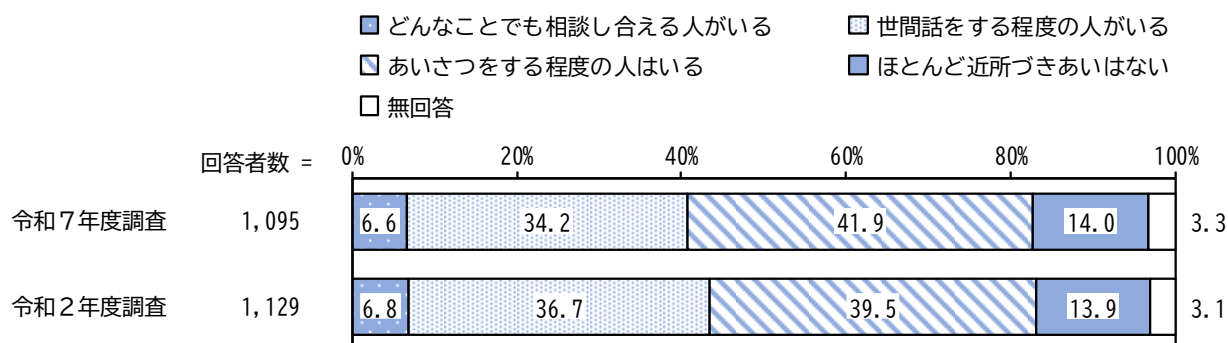
「つながりはあると思う」の割合が50.6%、「つながりはないと思う」の割合が25.6%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



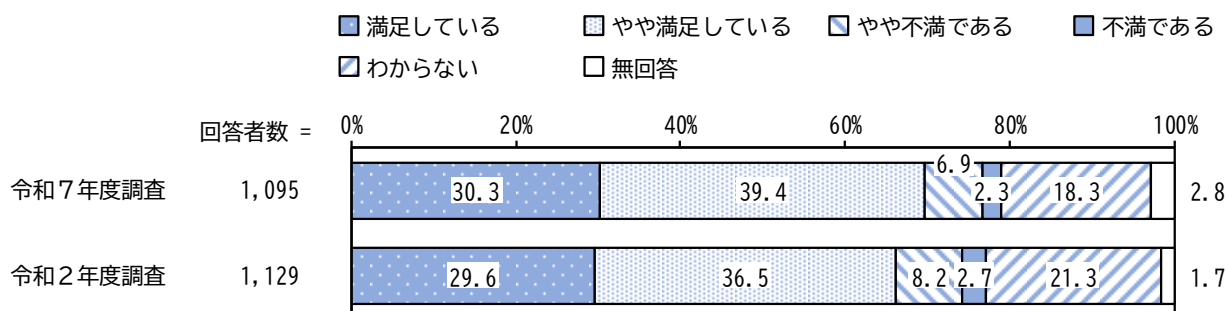
問 あなたは、隣近所の人とどのようなおつきあいをしていますか。(○は1つ)

「あいさつをする程度の人はいる」の割合が41.9%と最も高く、次いで「世間話をする程度の人がいる」の割合が34.2%、「ほとんど近所づきあいはない」の割合が14.0%となっています。令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



問 あなたは、現在の隣近所とのつきあいに満足していますか。(○は1つ)

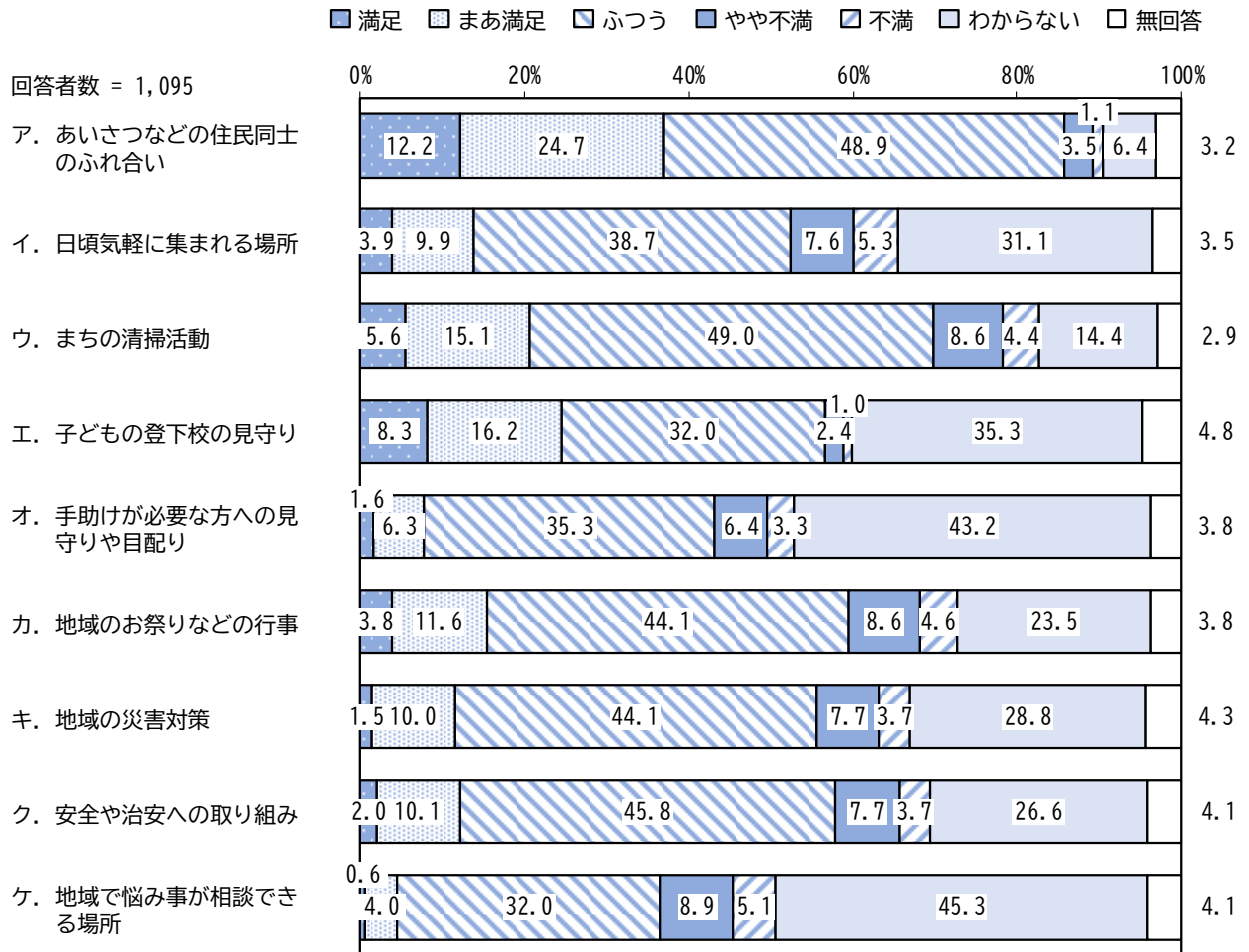
「満足している」「やや満足している」を合わせた“満足している”の割合が69.7%、「やや不満である」「不満である」を合わせた“不満である”の割合が9.2%となっています。令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 地域の見守り体制の強化について

問 お住まいの地域で、以下のことについてどの程度満足していますか。
(ア～ケのそれぞれについて、○は1つずつ)

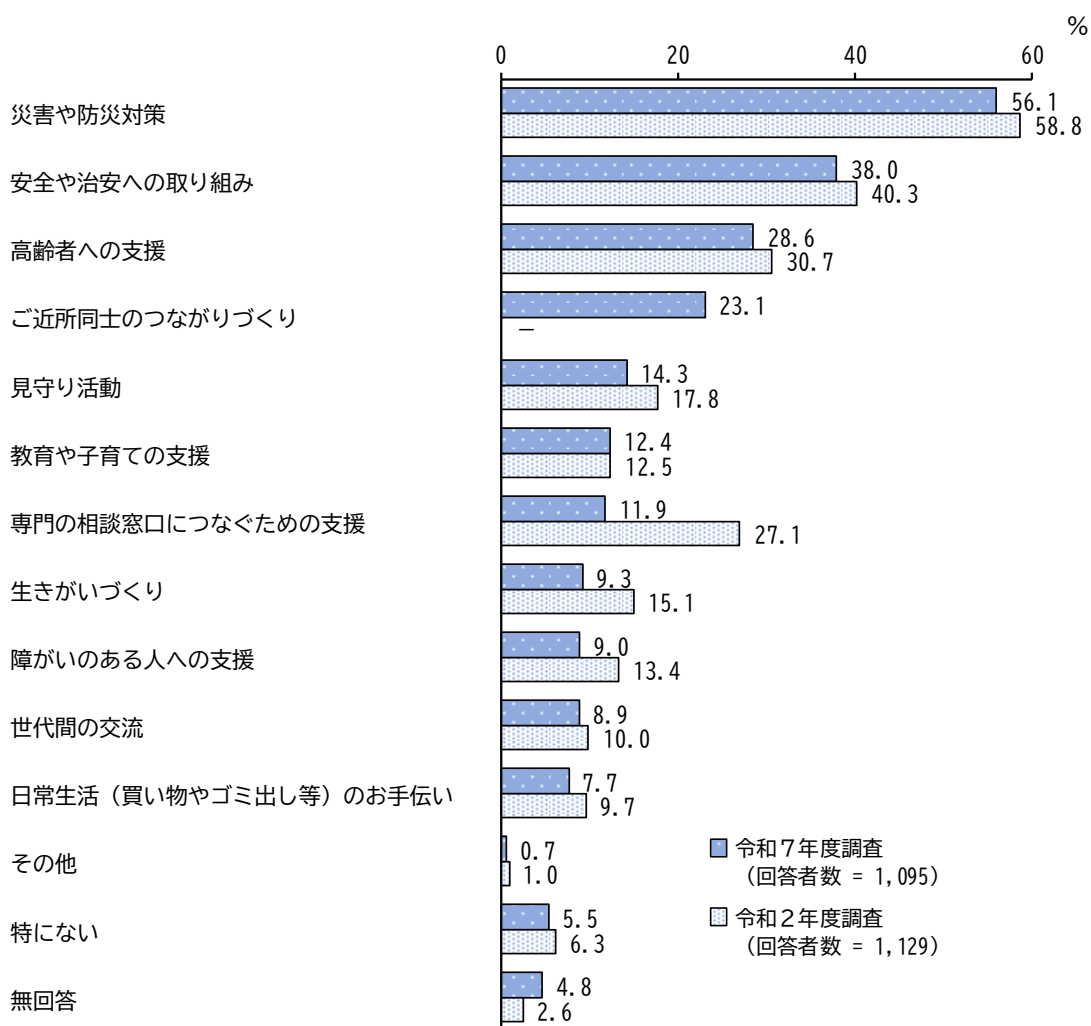
『ア. あいさつなどの住民同士のふれ合い』で「満足」と「まあ満足」を合わせた“満足”が高くなっています。一方、『ケ. 地域で悩み事が相談できる場所』で「やや不満」と「不満」を合わせた“不満”が高くなっています。



問 地域としての役割や地域の人が協力して取り組むことについて、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は主なもの3つまで)

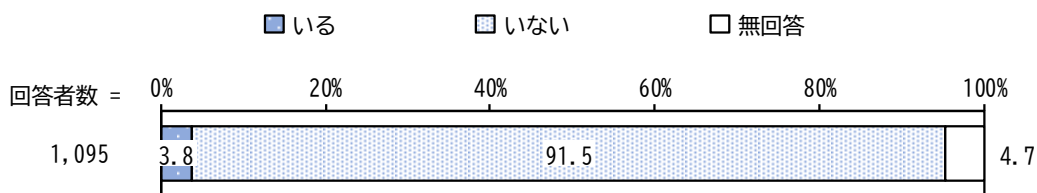
「災害や防災対策」の割合が56.1%と最も高く、次いで「安全や治安への取り組み」の割合が38.0%、「高齢者への支援」の割合が28.6%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「生きがいきづくり」「専門の相談窓口につなぐための支援」の割合が減少しています。



問 ひきこもりの悩みを抱えている方などへの支援施策について検討していくためにお聞きします。あなた又はあなたのご家族で、ひきこもりの状態にある方はいらっしゃいますか。(〇は1つ)
 複数人いらっしゃる場合は、より長期の人について回答ください。(その方の年齢を記入してください)

「いる」の割合が3.8%、「いない」の割合が91.5%となっています。

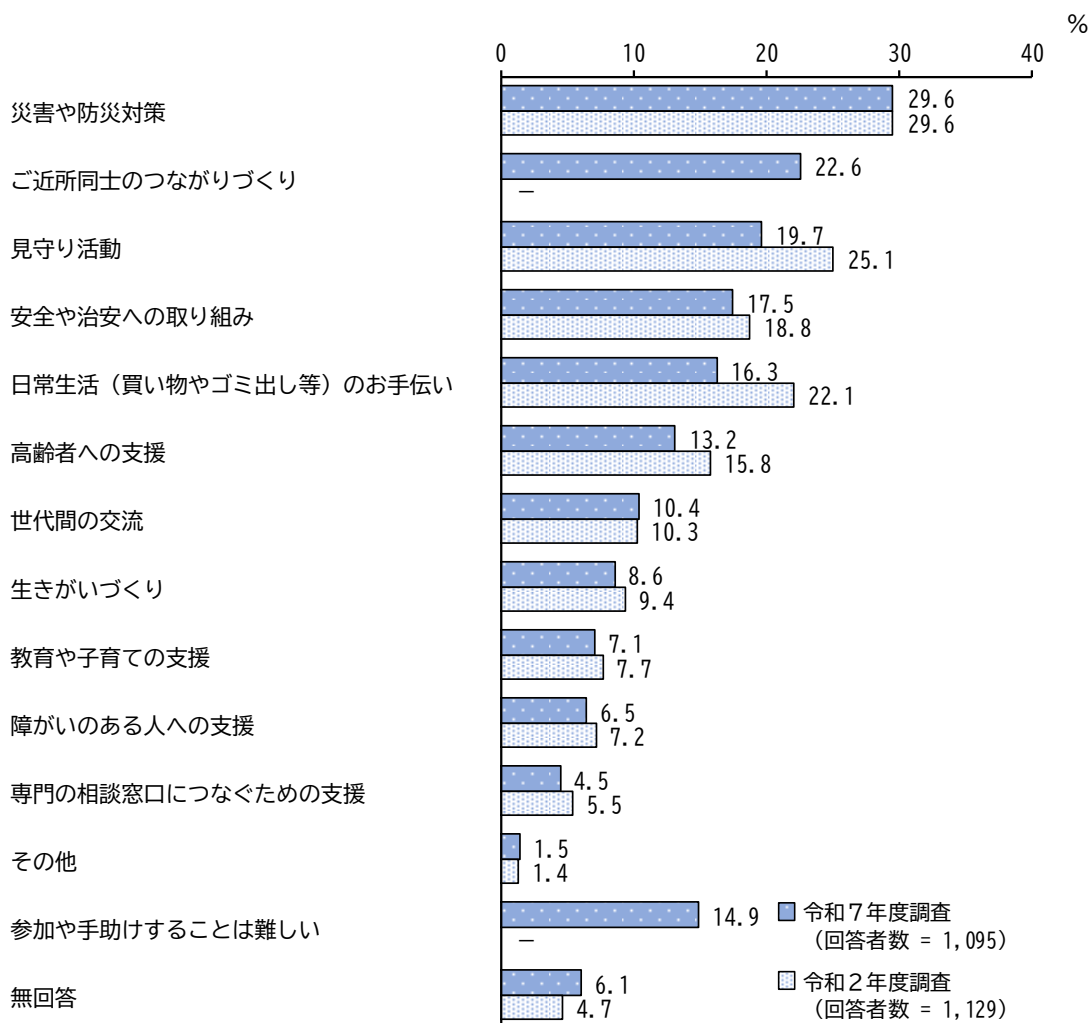


③ 地域福祉を担う人材の育成と活動支援について

問 地域として役割や地域の人が協力して取り組むことについて、あなた自身はどのようなことに参加や手助けができますか。(○は主なもの3つまで)

「災害や防災対策」の割合が29.6%と最も高く、次いで「ご近所同士のつながりづくり」の割合が22.6%、「見守り活動」の割合が19.7%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「日常生活（買い物やゴミ出し等）のお手伝い」「見守り活動」の割合が減少しています。

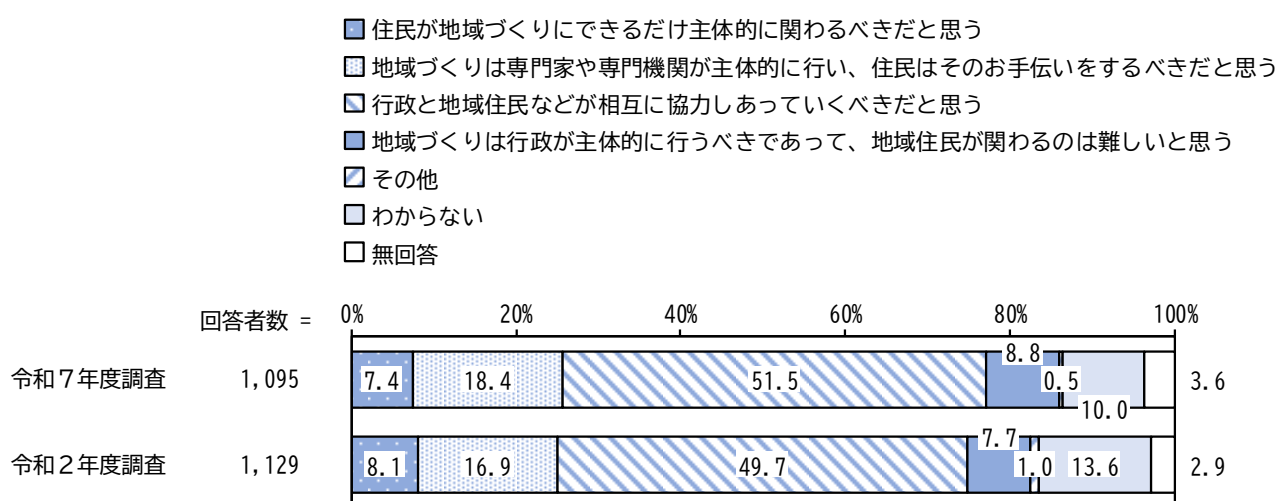


④ 活動者への支援の充実について

問 これからの地域づくりと住民との関わりについて、あなたの考えに最も近いものはどれですか。(〇は1つ)

「行政と地域住民などが相互に協力しあっていくべきだと思う」の割合が51.5%と最も高く、次いで「地域づくりは専門家や専門機関が主体的に行い、住民はそのお手伝いをするべきだと思う」の割合が18.4%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

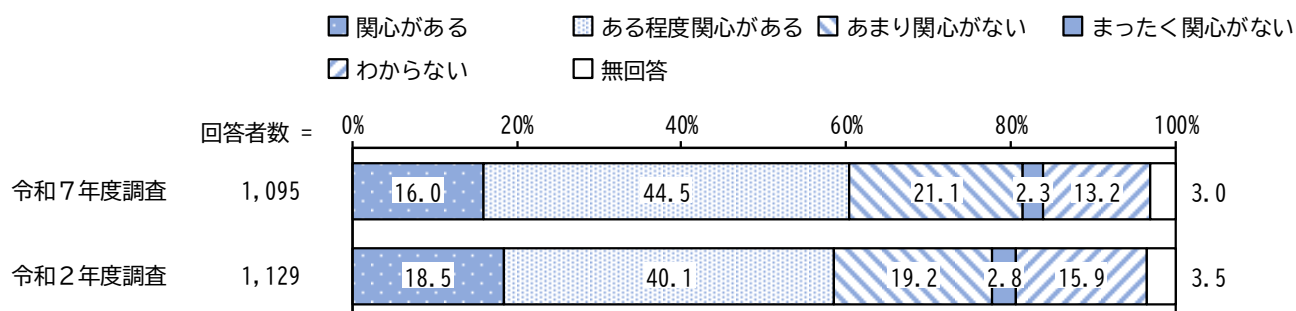


⑤ 安心して福祉サービスが利用できるしくみづくりについて

問 あなたは、「福祉」に関心がありますか。(〇は1つ)

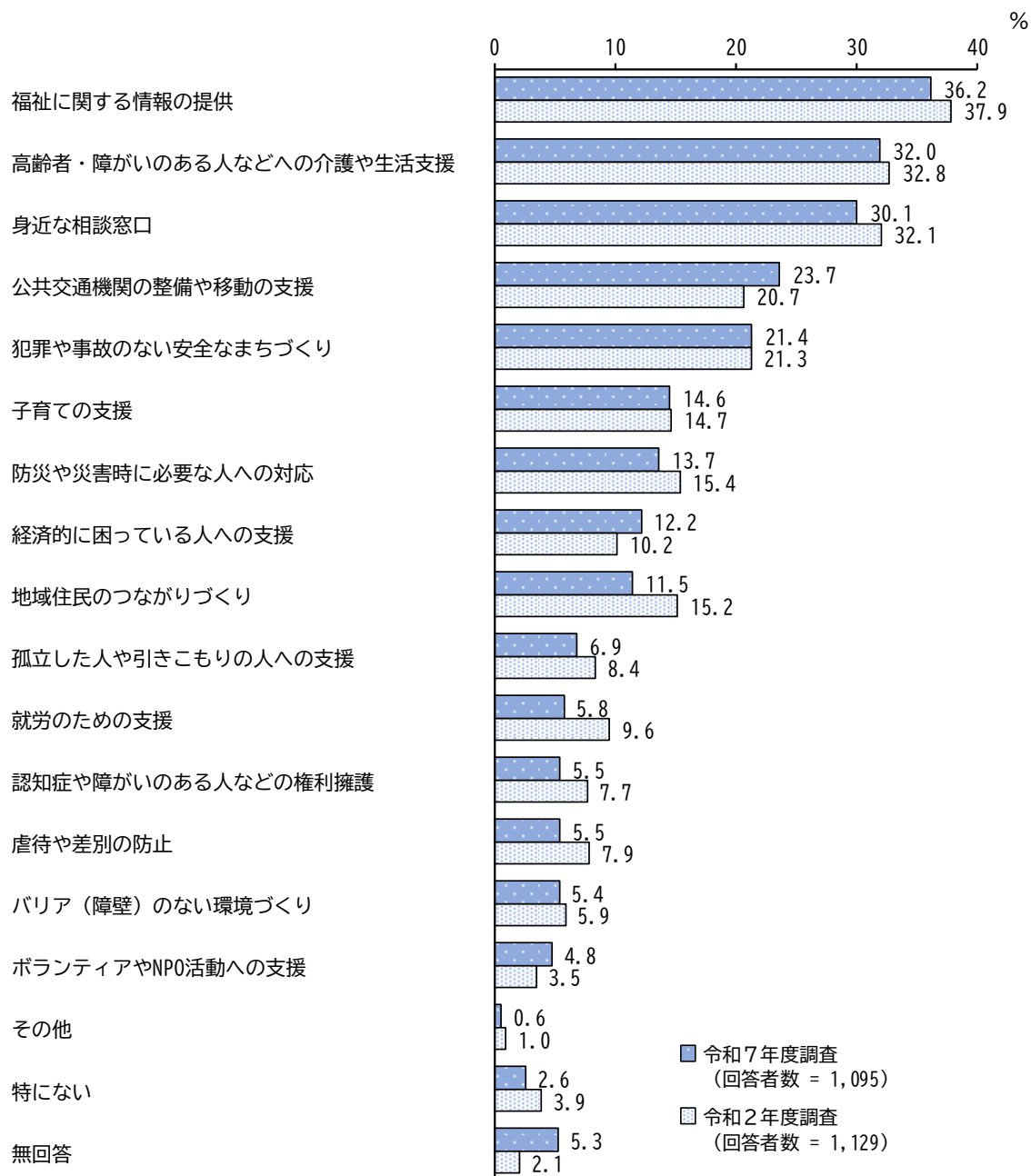
「関心がある」「ある程度関心がある」を合わせた“関心がある”の割合が60.5%、「あまり関心がない」「まったく関心がない」を合わせた“関心がない”の割合が23.4%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



問 あなたは、地域の福祉を充実させるために、どのようなことに特に優先的に取り組むべきだと思いますか。(〇は主なもの3つまで)

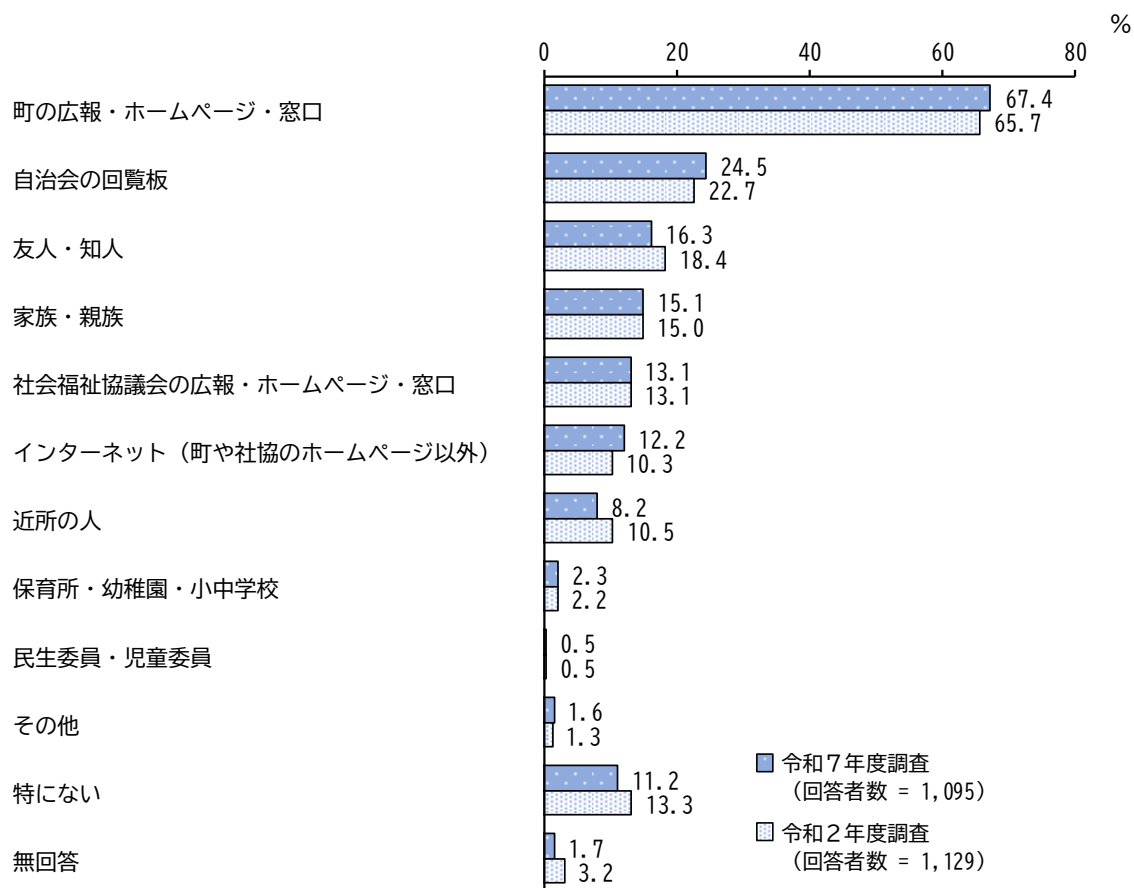
「福祉に関する情報の提供」の割合が36.2%と最も高く、次いで「高齢者・障がいのある人などへの介護や生活支援」の割合が32.0%、「身近な相談窓口」の割合が30.1%となっています。令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



問 あなたは、福祉サービスの情報をどこから得ていますか。(〇はいくつでも)

「町の広報・ホームページ・窓口」の割合が67.4%と最も高く、次いで「自治会の回覧板」の割合が24.5%、「友人・知人」の割合が16.3%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

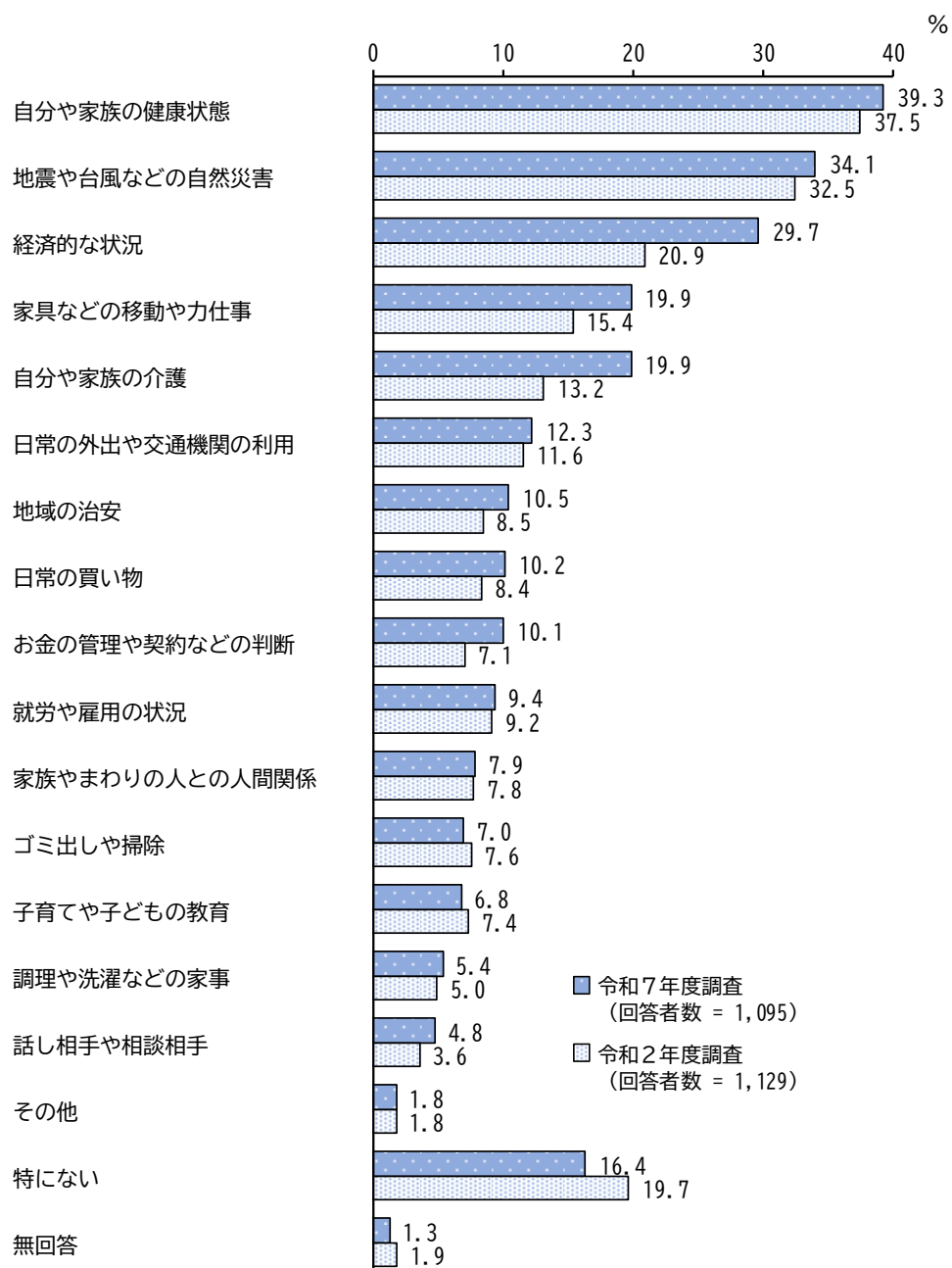


⑥ 地域の相談支援体制の充実について

問 あなたは日常生活に関する以下のことで、困ったり、不安に感じていることがありますか。(〇はいくつでも)

「自分や家族の健康状態」の割合が39.3%と最も高く、次いで「地震や台風などの自然災害」の割合が34.1%、「経済的な状況」の割合が29.7%となっています。

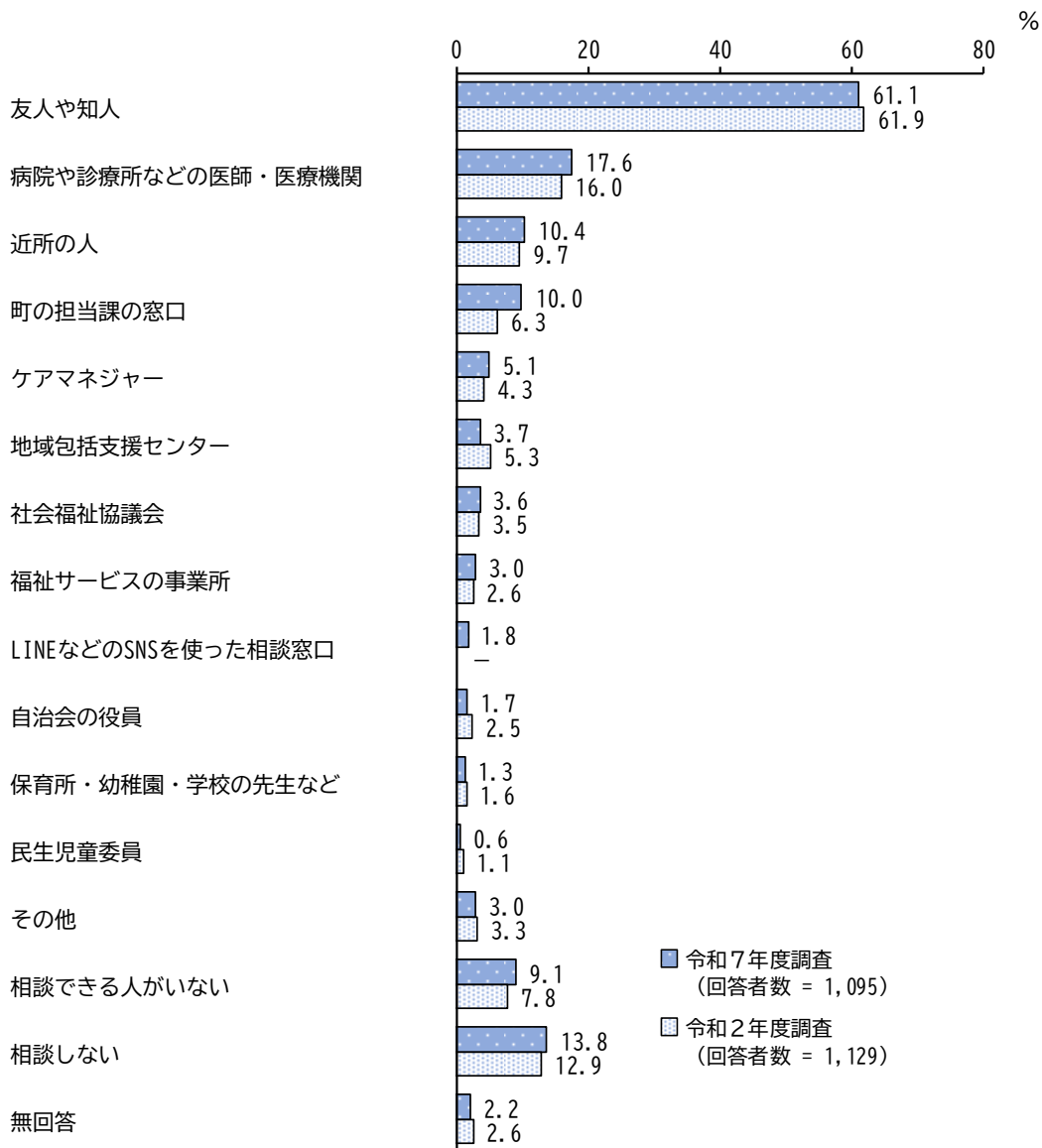
令和2年度調査と比較すると、「自分や家族の介護」「経済的な状況」の割合が増加しています。



問 あなたは、悩みや不安があったとき、家族や親せき以外で、だれあるいはどこに相談しますか。(〇はいくつでも)

「友人や知人」の割合が61.1%と最も高く、次いで「病院や診療所などの医師・医療機関」の割合が17.6%、「相談しない」の割合が13.8%となっています。

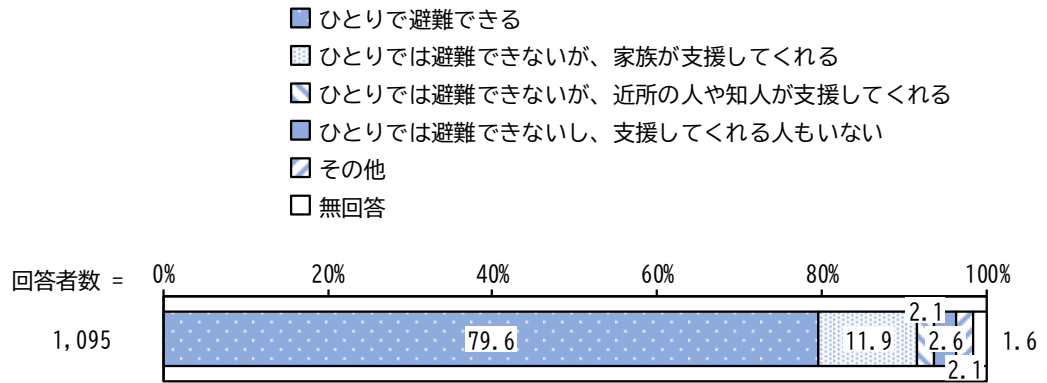
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



⑦ 地域ぐるみの防犯・防災の推進について

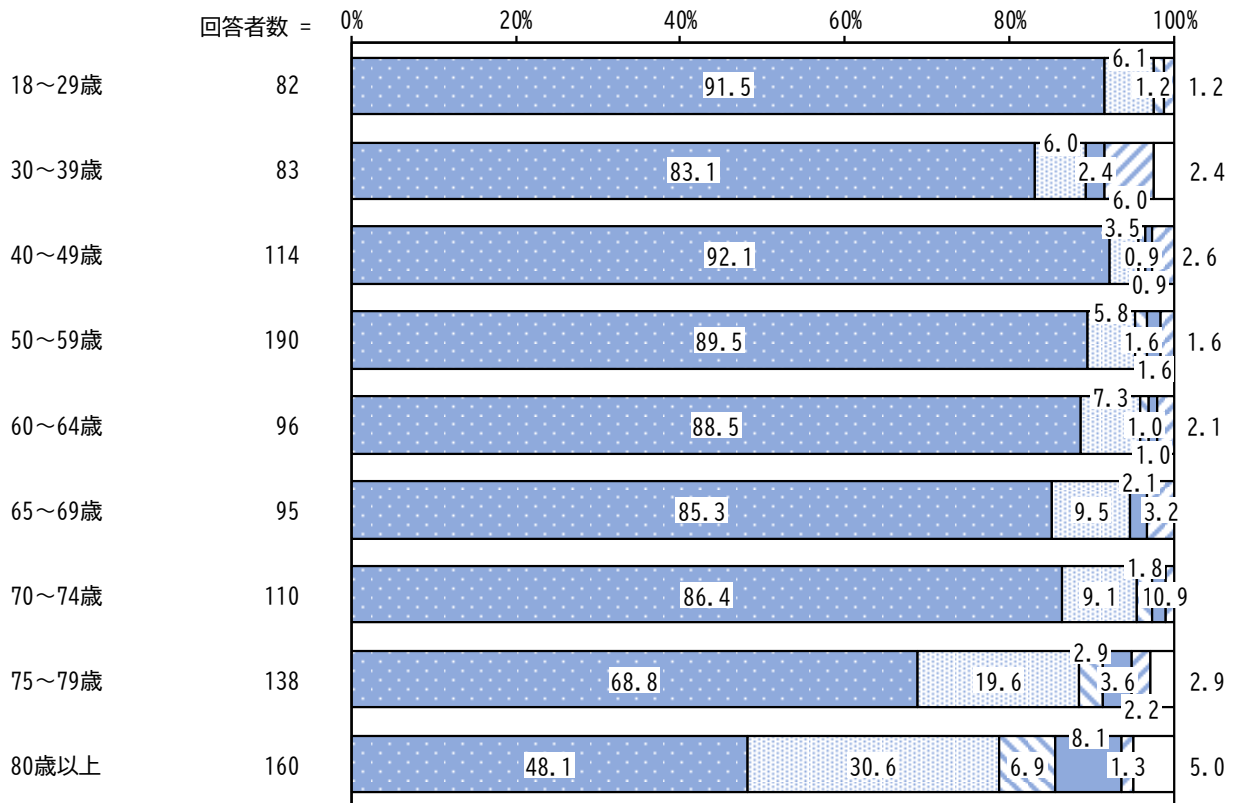
問 あなたは災害が発生したときに、ひとりで避難できますか。(○は1つ)

「ひとりで避難できる」の割合が79.6%と最も高く、次いで「ひとりでは避難できないが、家族が支援してくれる」の割合が11.9%となっています。



【年代別】

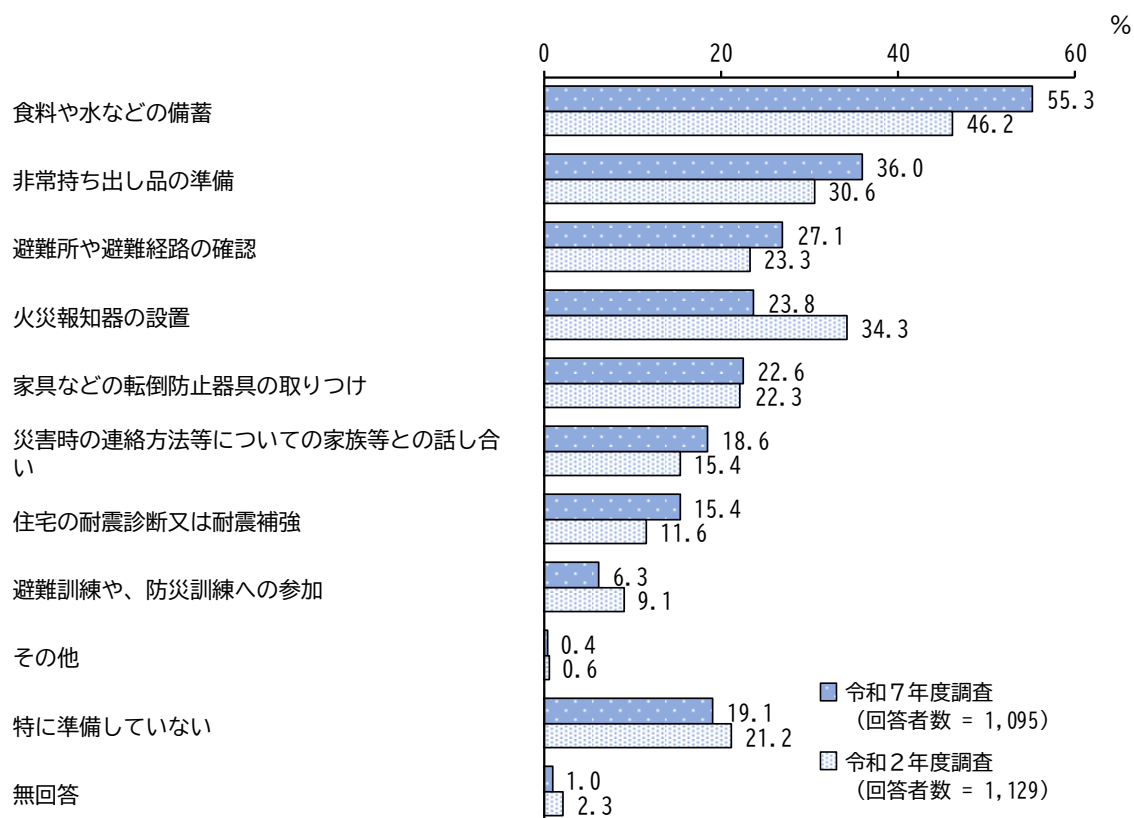
年代別にみると、40～49歳から80歳以上まで年代が上がるほど「ひとりでは避難できないが、家族が支援してくれる」の割合が高い傾向にあり、「ひとりで避難できる」の割合が低い傾向にあります。



問 あなたは、地震や災害などに対して、どのような備えをしていますか。
(〇はいくつでも)

「食料や水などの備蓄」の割合が55.3%と最も高く、次いで「非常持ち出し品の準備」の割合が36.0%、「避難所や避難経路の確認」の割合が27.1%となっています。

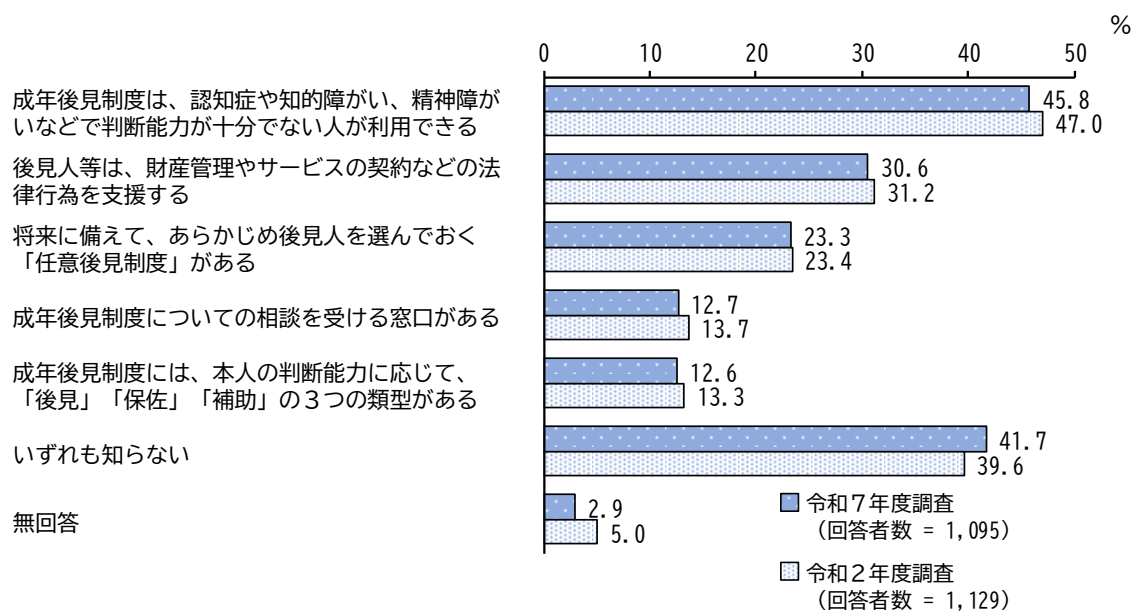
令和2年度調査と比較すると、「食料や水などの備蓄」「非常持ち出し品の準備」の割合が増加しています。一方、「火災報知器の設置」の割合が減少しています。



⑧ あらゆる虐待の防止と権利擁護*の推進について

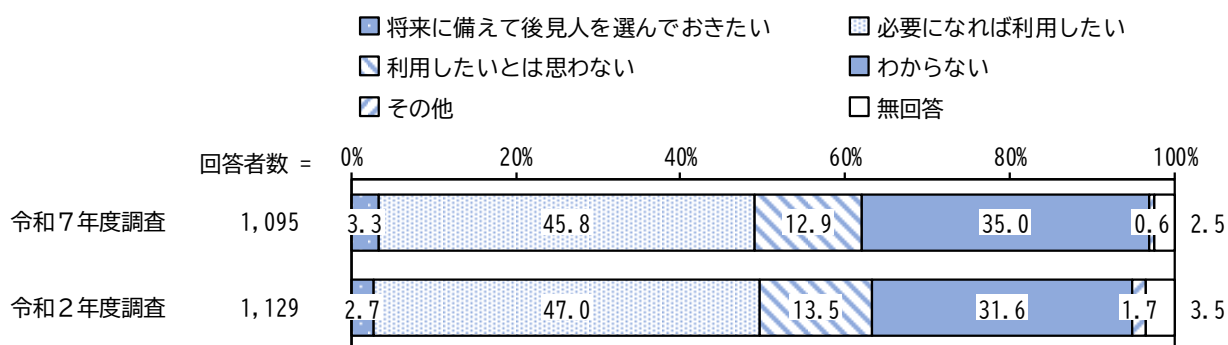
問 あなたは、成年後見制度*について、次のようなことをご存知ですか。
(知っていることすべてに○)

「成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人が利用できる」の割合が45.8%と最も高く、次いで「いずれも知らない」の割合が41.7%、「後見人等は、財産管理やサービスの契約などの法律行為を支援する」の割合が30.6%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



問 あなたは、支援が必要になったときに成年後見制度を利用したいと思いますか。
(○は1つ)

「将来に備えて後見人を選んでおきたい」の割合が3.3%、「必要になれば利用したい」の割合が45.8%、「利用したいとは思わない」の割合が12.9%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



3 地区会議の結果

それぞれ地域性の違う参加者のみなさんが「我が地域」について語り合い、暮らしやすい地域にしていくための方法を一緒に考えるために、地区会議を実施しました。目指すべき方向性を整理するために、自由な意見交換をすることで計画策定に活かすことを目的としています。

(1) 会議概要

実施日程	令和7（2025）年9月21日（日）
実施テーマ	私たちの地域が〇〇になったらいいな テーマ①：「どんなことができる？」 テーマ②：「どんな人達とできる？」
参加者人数	葛城台 アーバン 4名 高校生 大学生 2名 新町 ささゆり台 5名

(2) 会議のまとめ

今回の地区会議では、「私たちの地域が〇〇になったらいいな」という大きなテーマを考えていくため、「どんなことができる？」「どんな人達とできる？」の2つのテーマをもとに、地域福祉の現状と未来について多様な視点から意見が交わされました。

上牧町では地域のつながりを活性化するため、それぞれの場所で多様な活動が行われていることが明らかになりました。季節のイベントや防災フェスティバル、ふれあい喫茶など幅広い企画があり、高齢者や子どもたちが主体的に関われるしくみが整っています。一方で自治会班長の高齢化や若い世代の参加不足といった課題も見られ、世代間の協力促進が必要です。

高校生・大学生では、寺子屋による地域貢献や夏休みのお菓子作りなど、若い世代が参加しやすい活動が提案されています。ただし、忙しい学生や社会人が継続して参加できるしくみづくりが重要だと考えられます。ボランティア活動をしたいが、情報元が分からないことが課題です。SNSや広報誌等情報発信はしていても必要なところに届いていないことも現状です。若い世代の「つながりたい」という気持ちを重視し、深い関係を強制せず緩やかに繋がれる場が理想的です。

参加意欲を引き出すイベントや外国人労働者との交流がポイントです。他地域から訪れる人々との交流も活気を生み出す鍵となるでしょう。しかし、高齢化や子どもが減少している背景から、役員の負担軽減や若者を引き込む方策が必要です。

これらから、各地域共通の課題は「世代間協力」と「参加のハードルを下げるしくみづくり」です。身近なイベントや趣味の場を通じて、子どもから高齢者まで多様な人々とつながり、新しいコミュニティを築くことが可能です。やりたいことを叶えつつ、だれもが関われるしくみを整える必要があります。

4 団体ヒアリングの結果

計画の策定にあたり、シルバークラブ、小地域ネットワーク（小ネット）*、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの各活動団体を対象にヒアリングを実施しました。その結果、現場が抱える深刻な実態と、今後の活動継続に向けた切実な課題が浮き彫りとなりました。

次期計画に向けた課題

1. 活動の担い手・後継者に関する課題

- 活動者の深刻な高齢化と「老老介護」化する見守り

多くの団体で役員や中心メンバーの高齢化が顕著であり、特に80代の方々が活動を支えている実態があります。友愛活動（見守り）においても、「見守る側」の多くが80代であり、自らも見守り対象となる年齢層が活動を担っているという構造的な課題に直面しています。

- 次世代の担い手不足と組織運営の限界

定年後の再就職者の増加等により、現役世代や若手のボランティア参画が進まず、後継者不足から「今後の運営に不安があり、活動ができなくなる地区が出るかもしれない」との声が上がっています。また、特定の人が複数の団体の役員を兼任している現状があり、個人の負担が限界に達しつつあります。

2. 見守り・相談・交流活動における課題

- 訪問活動の困難化と警戒心の高まり

特殊詐欺への警戒心やプライバシー意識の変化により、インターホンを押しても対面での面会が難しくなっている世帯が増えています。特に子育て世帯への訪問においても、警戒を避けるためにパンフレットのポスティングに留めるなど、活動のあり方を見直さざるを得ない状況にあります。

- 多様な世帯へのアプローチの難しさ

日中不在となる就労世帯や学生、またコミュニティの把握が難しい外国籍住民など、「顔が見えない」幅広い年齢層とのつながりづくりに苦慮しています。また、子ども会が消滅した地区では、地域で子どもが遊ぶ姿が見えにくくなっており、多世代が自然に交流できる場の再構築が必要です。

3. 団体間の連携と周知に関する課題

- 組織間の「縦割り」と連携不足

自治会、シルバークラブ、小ネットなどの各団体がそれぞれ独自に活動しており、横のつながりが弱まっていると感じている団体も存在します。地域課題が複雑化する中で、自治会がリードしながら各団体が連携を深める研修会の開催や、一体感のある活動体制が求められています。

- 活動内容の周知と情報発信のデジタル化

「自分たちの団体が何をしているのか」が住民に十分に伝わっていないという認識があり、従来の回覧板だけでなく、SNS（Instagram等）を活用した情報発信への意欲が見られます。しかし、具体的な操作方法や継続的な発信を担う人材の確保が課題となっています。

4. 活動の維持・活性化に向けた工夫と検討事項

- 社会の変化に合わせた活動のスリム化と柔軟性

役員の負担軽減のため、大規模イベントを縮小して継続可能な形に見直す動きや、趣味（麻雀やニュースポーツ等）をきっかけとした新規会員の獲得など、時代に合わせた柔軟な活動展開が模索されています。

- 「学び」を「活動」へつなげるしくみづくり

養成研修や講座への参加者は多いものの、その後の継続的な団体加入には結びつきにくい傾向があります。学んだ知識や技能を地域で発揮できるよう、フォローアップ体制の充実や、サークルへの勧誘といった「つなぎ」のしくみを強化していくことが必要です。



5 庁内検討会議の結果

町では、既存の「部局」の枠を超えた包括的な支援体制を強化するため、福祉関係各課に加え、企画財政、まちづくり、建設環境、教育などの広範な部局を交えた「庁内検討会議」を開催しました。そこでの協議を通じて、個別の制度だけでは解決が困難な、現代特有の複雑化した課題が浮き彫りとなりました。

次期計画に向けた課題

1. 部局間の連携強化と情報共有のしくみづくり

- 窓口の分散化による情報の分断

役場本庁舎、文化センター、保健福祉センターなど、行政窓口が各所に分散していることから、支援が必要な住民の情報を各課が共有し、迅速なフォローにつなげるしくみが必要です。

- 福祉と教育の密接な連携

発達障がいを持つ子どもへの相談支援やヤングケアラーへの対応について、部局間での連携をさらに深めていく必要があります。特に要保護児童への対応は、重篤な虐待に至るリスクを考慮し、迅速に動けるよう常日頃からの強固な連携が必要です。

2. 制度の枠組みを超えた複合的困難事例への対応

- 住まいの確保と生活環境の課題

金銭の自己管理が困難なケース、住居への強いこだわり、ペットの多頭飼いなど、既存の制度だけでは住まいの確保が難しい事例が増加しています。

- 在宅医療的ケア児への包括的支援

医療的ケアを必要とする在宅児童のケースが増えており、日頃のケア体制から災害時の対応に至るまで、情報共有と横断的な対応体制の整備が必要です。

- 地域で顕在化するゴミ問題へのアプローチ

認知症等によりゴミの分別が困難なケースや、いわゆる「ゴミ屋敷」化して近隣住民から不安の声が上がる事例に対し、地域福祉の観点からどのように本人へアプローチし、解決を図るかが大きな課題となっています。

3. 関係機関・団体との外部連携の強化

- 専門機関や医療機関との協働

課題解決のためには、県や専門機関、関係機関がそれぞれの役割を果たすことが不可欠であり、特に医療機関との一層の連携強化が求められています。

- 地域防災における協力体制の拡充

避難行動要支援者*への取組については、庁内だけでなく、自治会や民生委員・児童委員*など、地域の多様な主体と連携し、実効性のある協力体制を築いていく必要があります。

4. 多様な住民への包括的な支援の推進

- 外国籍住民の孤立防止

近年増加している外国籍の方に対し、就労先以外での繋がりが無い場合に孤立する懸念があります。関係各課が多岐にわたって連携し、確実な情報発信と支援を行う体制が必要です。

- だれもが参加できるイベントの実現

町主催のイベントを「だれもが参加できるもの」にするため、配慮や支援が必要な場合、どのようなフォローが適切かについて、各課で知見や意見を共有し、検討を重ねていくことが求められています。

- 空き家

福祉部局と連携することで、地域福祉の向上に資する取組へと繋げていく可能性を追求する必要があります。

【庁内検討会議の様子】



6 上牧町の取組状況と課題

前計画の基本目標ごとに、これまでの取組状況やアンケート調査、団体ヒアリング結果を踏まえて課題を整理しました。

基本目標Ⅰ 地域で顔の見える関係づくり

主な取組状況

- ・意識の醸成：小・中学校での福祉教育や「ヒューマンライツセミナー」を通じた人権意識の向上、認知症サポーター*養成講座の開催など、多様性を認める意識づくりを推進しました。
- ・交流と居場所*：子ども向けの「まきっ子塾」や、障がい者の交流の場「カフェぷらっと」、多世代が集う「サロン」など、住民同士が繋がる場を提供しました。
- ・見守りの推進：モデル地区での「気になる会議」開催や、配食サービス・緊急通報装置の設置を通じ、孤立を防ぐ官民協働の見守り体制を構築しました。

課題と方向性

① 支え合いの意識のさらなる浸透とつながりの希薄化への対応

アンケートでは、地域とのつながりが「ない」と感じている方が約4分の1に達し、近所づきあいが「ほとんどない」という方も一定数存在しています。コロナ禍を経て顕在化した「つながりの希薄化」は、孤独感や不安感を増大させる要因となっており、すべての住民が多様性を認め合い、互いに支え合う意識を育むためには、これまでの学校教育に加え、職域や地域住民など幅広い対象に向けた学習機会の提供や、体験型の福祉教育をさらに推進させていくことが必要です。

② だれもが立ち寄りやすい「居場所」の充実と有効活用

ほほ笑みサロン内会議室等の利用率が低調であるなど、既存施設の維持管理と幅広い活用の手法が課題となっています。今後、地域の幅広い年齢層や様々な団体が出会い、交流できる機会を増やすためには、住民同士が気軽に交流できる場やイベントを開発し、困ったときに相談しやすい信頼関係を地域の中に築いていくことが必要です。

③ 潜在的な孤立を防ぐ地域ネットワークの構築

本町では、ひとり暮らし高齢者世帯が15年間で約2.5倍に急増しており、社会的孤立*やひきこもりのリスクが高まっています。複雑・複合的な課題を抱える人を早

期に把握し、孤立させないしくみをつくるためには、日常的なあいさつや声かけを推奨する取組を積極的に取り入れ、当事者が安心できる居場所を確保しながら自立支援につなげていくことが必要です。

基本目標2 だれもが地域づくりに参加できる仕組みづくり

主な取組状況

- 人材育成の推進：ジュニアリーダー、生活支援サポーター、傾聴ボランティア、手話奉仕員などの養成講座を実施し、地域福祉の担い手確保に努めました。
- ボランティア支援：ボランティア窓口の整備や広報誌「ちょボラ」による情報発信を行い、活動のきっかけづくりと団体間の連携を強化しました。
- 活動主体の後方支援：シルバークラブや自治会等への活動支援、公募型補助金の交付を通じて、住民主体の公益的な活動を継続できるよう助成しました。

次期計画に向けた課題

① 担い手の高齢化と世代交代への対応

65歳以上の人口割合は35.9%（令和7（2025）年現在）へと上昇し続けている一方で、シルバークラブの会員減少やジュニアリーダーが小学校卒業と同時に離れてしまうといった課題が顕在化しています。次世代の育成を含め、新たな層が主体的に関わり続けられるよう、募集チラシの改善や活動内容の魅力向上を図り、福祉人材の確保・定着に向けた支援を継続していくことが必要です。

② ボランティア参加のハードル低減とコーディネート機能の強化

活動に関心はあるものの、実際には参加できていない層に対し、その意欲や能力、状況に応じて気軽に参加できる環境を整える必要があります。参加のハードルを下げる取組を行うとともに、活動情報が確実に住民に届くよう、SNSの活用やデジタルとアナログを組み合わせた効果的な情報発信のあり方を検討し、金銭的支援、情報提供、相談支援体制など、多角的な支援に取り組んでいくことが必要です。

③ リーダーの育成と組織の活性化に向けた体制整備

地域の活動者の高齢化や団体の担い手不足は深刻な地域課題となっています。地域福祉を推進するリーダーを育成するために学びの機会を増やすとともに、福祉分野で専門的な知識や経験を持つ人が積極的に地域活動に関われるような体制を整え、各団体や企業が地域で活躍できるよう支援を強化することが必要です。

基本目標3 住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり

主な取組状況

- 相談・情報発信の充実：町広報や SNS による情報提供のほか、ケアマネジャー*連絡会や地域福祉庁内検討会議を通じて複雑な課題に対応するネットワーク構築を図りました。
- 防災・防犯の強化：災害時の民間連携、防災士の資格取得支援、防犯カメラの設置を進め、地域全体の防災・減災体制と治安向上を推進しました。
- 権利擁護と虐待防止：権利擁護支援センターとの連携、成年後見制度の利用促進、要保護児童対策地域協議会*の運営により、尊厳を守る体制を整えました。

次期計画に向けた課題

① 包括的な「福祉総合相談」機能の強化と周知

アンケートでは悩みがあっても「相談しない」という方が13.8%存在し、相談場所が「わからない」と感じている方も4割を超えています。属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める窓口を強化するため、福祉部局だけでなく広く地域福祉に関わる関係課との協議を活性化させ、必要な支援につながっていない人を確実に繋げる体制を構築することが必要です。

② 地域防災力の向上と避難支援体制の具体化

住民の34.1%が自然災害に不安を感じており、特に高齢者層において「ひとりでは避難できない」とする割合が高まっています。防災知識の普及に加え、空き家の倒壊リスクへの対応など、地区の特性に応じた防災対策を強化する必要があります。また、避難行動要支援者情報を適切に管理し、平時からの見守りを災害時の具体的な支援へとつなげる実効性のあるしくみを整えることが必要です。



③ 権利擁護制度の普及と虐待防止の推進

成年後見制度について「いずれも知らない」と回答した方が41.7%に達しており、要支援・要介護認定者の増加に伴い、制度の周知が急務となっています。権利擁護や意思決定支援*の体制を整えるとともに、児童虐待、介護拒否、老老介護など、地域に潜在化しやすい様々な課題に対し、関係機関が一体となった早期発見・防止の取組を推進することが必要です。

④ 多様な生活ニーズに対応する生活支援サービスの充実

高齢化の進行により、家具の移動やゴミ出しといった日常生活の困りごとや、外出支援へのニーズが益々高まっています。特に公共交通だけではカバーしきれない移動の困難さを解消するため、既存の福祉タクシー券の運用に加え、住民同士の助け合いによる送迎支援など、地域の実情に応じた移動手段のあり方を検討する必要があります。住民の多様なニーズにきめ細かく対応できるよう、地域住民同士の助け合いを促進し、生活支援施策を拡充していくことが必要です。



第 3 章

基本的な計画の考え方

1 基本理念

上牧町には、子どもから高齢者、障がいのある人、そして外国にルーツを持つ人など、さまざまな背景を持つ人々が生活しています。近年、これらの人々が抱える生活課題は複雑化・多様化しており、既存の公的サービスだけでは対応しきれない事案も増えています。こうした状況に対応するためには、住民一人ひとりが地域に関心を持ち、行政や関係団体、ボランティアなどが一丸となって支え合える環境を整えることが不可欠です。

本計画では、地域に住むさまざまな住民や民間機関、行政などが協働し、互いに理解し合い、助け合うことで、だれもが孤立することなく、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会を目指します。これまでの歩みを守りつつ、さらにつながりを築くため、以下のとおり基本理念を定めます。

【 基 本 理 念 】

人と人との手を取り合い、**支え**合い安心して

暮らせるまちづくり



2 基本目標

基本目標1 地域で顔の見える、参加できる関係づくり

現代社会において、社会的な孤立を防ぎ、だれもが安心して暮らすための基盤となるのは、住民同士の日常的な交流とつながりです。本計画では、学校教育や地域活動を通じて、人権や福祉、認知症や障がいに対する理解を深め、互いを思いやる意識の醸成を図ります。

さらに、子どもから高齢者まで多世代が自然に集える居場所を確保し、地域における役割を持って生き生きと活動できる機会を創出します。こうした交流を通じて築かれた「顔の見える関係」を土台とし、官民が連携した見守り体制を強化することで、地域の異変にいち早く気づき、予防的に関わり合える温かなネットワークを構築します。

基本目標2 だれもが地域づくりに参加できるしくみづくり

地域福祉は、すべての住民が支え手（担い手）であると同時に受け手でもあるという「お互いさま」の精神によって成り立っています。持続可能な地域社会を築くためには、次世代を担う青少年や、生活支援を支えるボランティアなどの新たな人材を育成し、活動の輪を広げていくことが急務です。

そのため、ボランティア活動への参加を希望する方々に対し、適切な情報提供やきっかけ作りを行うとともに、活動者同士が連携を深められるよう窓口体制を充実させます。また、民生委員・児童委員やシルバークラブ、各種団体など、現場で尽力されている活動者への後方支援を徹底し、住民が主体となった自律的な地域福祉活動が活発に展開されるしくみを目指します。

基本目標3 住み慣れた地域で安心して暮らせるしくみづくり

だれもが安全で快適に暮らし続けるためには、生活上の困難や不安に対し、迅速かつ適切に対応できるセーフティネットが必要です。住民が抱える複雑な悩みに対し、関係部署や専門機関が連携して包括的に対応できる相談支援体制を整備し、必要な情報を分かりやすく提供します。

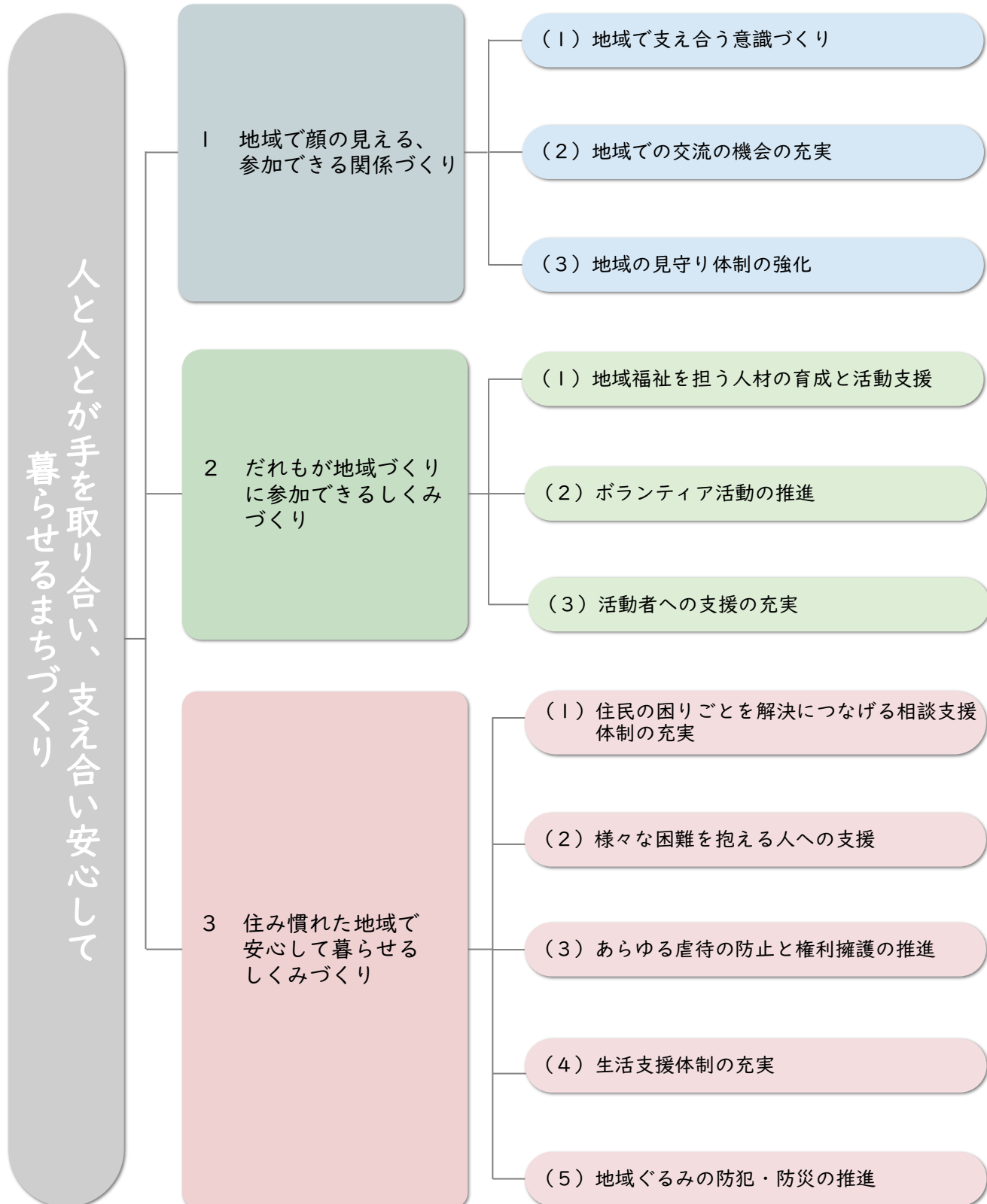
生活困窮や虐待、権利侵害、あるいは日常生活での不自由など、困難を抱える人々を地域全体で包摂し、尊厳ある生活を守るための具体的な支援を推進します。移動支援やゴミ出し支援といった日々の暮らしを支える施策を拡充するとともに、地域ぐるみの防犯・防災対策を強化することで、どのような事態においても助け合える、強靱で安全なまちづくりを進めてまいります。

3 施策体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]



第 4 章

地域福祉計画

基本目標 1 地域で顔の見える、参加できる関係づくり

(1) 地域で支え合う意識づくり

地域福祉の基盤となるのは、住民一人ひとりの「共に生きる」という意識です。

多様性が尊重される社会の実現に向け、子どもたちの世代から福祉や人権に対する正しい理解を深めることが重要となっています。町では、学校教育における福祉体験学習やヒューマンライツセミナーの開催を通じて、人権意識の醸成と道徳教育の推進を図ります。また、認知症サポーターの養成や障がいへの理解を深める啓発活動を地域一体となって進めることで、だれもが他者を思いやり、自然に手を差し伸べ合える「心のバリアフリー」が根付いた温かな地域社会を目指します。

【 取組 】

施策	内容	関連事業	担当課
学校における福祉教育の充実	小・中学校の総合的な時間において行う福祉教育を通じて、地域共生社会の実現に向けた教育を推進します。	小学校手話出前教室 車いす・高齢者等体験学習	福祉課 教育総務課
人権教育の推進	人権意識の醸成に向けて、地域が一体となった道徳教育や福祉教育、人権教育を推進します。	ヒューマンライツ セミナー	社会教育課
認知症への理解促進	認知症の方とその家族が安心して地域で暮らせるよう、認知症に関する啓発活動を推進します。	認知症サポーター 養成講座 認知症カフェ	生き生き対策課
障がいへの理解促進 (新)	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに向けて、障がいに対する理解を深める活動を推進します。	障がい理解促進啓発 セミナー	福祉課

【 目標指標 】

指標名	現状値 令和 6 (2024) 年度	目標 令和 12 (2030) 年度
ヒューマンライツセミナー参加人数 (人)	365	増加
認知症サポーター養成講座の開催 (回)	2	増加
障がい理解促進啓発セミナー参加人数 (人) (新)	—	増加

(2) 地域での交流の機会の充実

社会構造の変化に伴い、世代間のつながりや日常的な交流が希薄化しつつある中、多世代が自然に集い、互いに刺激し合える場の創出が求められています。若者から高齢者までそれぞれの技能や経験を活かして子どもたちと交流する「まきっ子塾」や「昔あそび教室」などの機会を広げるとともに、介護・障がい・子育てといった既存の枠組みを超えてだれもが立ち寄れる居場所づくりに努めます。住民が地域の中で確かな役割を持ち、活動を通じて生きがいや輝きを実感できる、活気に満ちたコミュニティの実現を推進していきます。

【 取組 】

施策	内容	関連事業	担当課
多世代交流機会の創出	子どもや高齢者、若者が交流する機会を創出し、高齢者が技能を発揮する場を提供するとともに、子どもや若者の学びに対する関心や興味の喚起を図ります。	まきっ子塾 昔あそび教室	社会教育課 福祉課
多様な交流を目指す地域づくり(新)	介護・障がい・子育て・生活困窮の各分野における既存の地域づくりに関する事業を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる居場所の確保に努めます。	地域子育て支援拠点事業 地域活動支援センター 当事者会サロン活動支援 介護予防サロン活動 気になる会議	こども未来課 福祉課 生き生き対策課
社会参加と生きがいづくりの推進	だれもが地域における役割を持ち、いきいきと輝き活躍できるよう生きがいづくりを推進します。	介護予防サロン活動 支援事業地域体操教室	生き生き対策課

【 目標指標 】

指標名	現状値 令和6(2024)年度	目標 令和12(2030)年度
「まきっ子塾」学習アドバイザー登録人数(人)	65	増加
地域体操教室参加人数(人)	6,028	現状維持

【「気になる会議」の様子】



(3) 地域の見守り体制の強化

ひとり暮らしの高齢者世帯の増加や、子どもたちの安全確保など、生活の安全網を地域全体で支える重要性が増しています。緊急通報システムや官民協働の見守りネットワークによる体制を構築し、住民が孤立することのないよう「気になる会議」等を通じたきめ細かな見守り活動を展開します。また、学校や地域パートナーシップによる登下校時の見守り活動を進め、地域全体で子どもを見守る環境を整えます。これらの活動により、だれもが日々を安心して過ごし、異変にいち早く気づける「見守りの輪」が確かな安心感を生むまちを目指します。

【 取組 】

施策	内容	関連事業	担当課
地域の見守りに関連する事業の推進	ひとり暮らしの高齢者や高齢世帯等への見守りや、住民の方が地域で孤立しないよう地域や官民協働の見守り体制の強化を図ります。	緊急通報見守り支援事業 配食見守り支援事業 高齢者見守りネットワーク事業 気になる会議 地域見守りネットワーク事業	生き活き対策課 福祉課
子どもを守るまちづくりの推進	見守りボランティア活動等を推進し、地域における子どもの見守り体制の確保に取り組みます。	学校・地域パートナーシップ事業 (学校支援ボランティア)	社会教育課

【 目標指標 】

指標名	現状値 令和 6 (2024)年度	目標 令和 12(2030)年度
高齢者見守りネットワーク事業登録者数 (人)	4 7	増加
地域見守りネットワーク事業登録事業所数 (か所)	1 2	2 3
学校支援ボランティア登録者数 (人) (新)	2 3 2	増加

【見守り隊による登下校の安全見守り活動】



基本目標 2 だれもが地域づくりに参加できるしくみづくり

(1) 地域福祉を担う人材の育成と活動支援

地域福祉を次世代へつなぎ、持続可能なものにするためには、活動を支える「人」の育成が最大の課題です。青少年の健全育成を目的としたジュニアリーダーの養成や、高齢者の生活を支えるための生活支援サポーター・傾聴ボランティアの育成講座を計画的に実施し、多様なニーズに応える体制を整えます。さらに、手話奉仕員などの専門的な意思疎通支援者の養成も進め、多様な個性を持つ人々が互いに理解を深められる環境を構築します。学びを通じて成長した人材が、各分野のリーダーとして活躍し、地域の支え合いのネットワークを力強く牽引していくよう支援します。

【 取組 】

施策	内容	関連事業	担当課
青年層への生涯学習機会の創出	地域で子どもを育てる活動を推進するとともに青少年に様々な活動や学習の機会を創出し、併せて指導者の養成に努めます。	青少年の健全育成事業（ジュニアリーダー）	社会教育課
生活支援サポーター・傾聴ボランティアの養成	定期的な養成講座等の実施を通じて、ボランティアグループの活動支援を継続し、高齢者等が安心して地域で暮らすことができるよう生活支援サービスが包括的に提供できるしくみづくりを推進します。	生活支援サポーター養成講座 傾聴ボランティア事業	生き活き対策課
ゲートキーパー*の養成（新）	ゲートキーパー研修などを実施し、町民一人ひとりが自殺につながる要因や様々なリスクに対する理解を深めることで、日常生活における「気づき」や「つなぎ」の機会の創出を図ります。	ゲートキーパー研修	健康推進課
手話奉仕員の養成	意思疎通支援が必要な方への理解を深め、手話奉仕員として将来活躍していくための人材育成を推進します。	手話奉仕員養成講座 手話奉仕員フォローアップ講座	福祉課

【 目標指標 】

指標名	現状値	目標
	令和 6 (2024) 年度	令和 12 (2030) 年度
ジュニアリーダー研修新規登録者数（年間）（人）	21	増加
生活支援サポーターの人数（人）	20	増加
傾聴ボランティアの人数（人）	14	増加
ゲートキーパー研修受講人数（人）（新）	71	増加
手話奉仕員フォローアップ講座受講者数（人）（新）	—	2

(2) ボランティア活動の推進

ボランティア活動は、個人の善意を地域のカへと変える貴重な活動ですが、活動への第一歩を踏み出すためのきっかけ作りや情報共有の場が欠かせません。町では、活動希望者と地域のニーズを円滑につなぐ情報発信を強化します。また、小物づくり講習会などを通じて社会参加を促す「すこやかサポーター」の活動支援を行い、楽しみながら地域に貢献できる機会を増やしていきます。だれもが気軽に、かつ主体的にボランティアに関わることができ、活動を通じて自身の成長と社会とのつながりを実感できる地域風土を醸成します。

【 取組 】

施策	内容	関連事業	担当課
ボランティア活動参画への支援	活動を始めたい方へのきっかけづくりのため、関係課との情報共有を図りつつ、社会福祉協議会との連携のもとボランティア活動の希望者をつなぐ地域でのボランティア窓口の整備や、町広報紙やホームページ等による情報発信を充実します。	ボランティア活動支援事業	福祉課
すこやかサポーター活動支援	小物づくりの講習会等を通じて社会参加を促すことを目的とする「すこやかサポーター」の活動を支援します。	すこやかサポーター活動支援事業	生き活き対策課

【 目標指標 】

指標名	現状値 令和 6 (2024) 年度	目標 令和 12 (2030) 年度
すこやかサポーターの人数 (人)	31	増加

【すこやかサポーター「小物づくり講習会」の様子】



(3) 活動者への支援の充実

地域福祉の最前線で活動する民生委員・児童委員やシルバークラブ、そして様々な福祉団体が、その熱意と能力を最大限に発揮できるよう、行政としての後方支援を充実させます。研修を通じたスキルアップ支援や、優れた技術・能力を持つ人材の発掘・マッチングを推進するとともに、公募型補助金や助成金を通じて団体の自律的な活動を支えます。活動者同士が連携を深め、自治会や福祉団体が地域課題の解決に向けていきいきと活動することで、地域全体の活力が向上し、官民が真に協働するまちづくりを実現します。

【 取組 】

施策	内容	関連事業	担当課
民生委員・児童委員への活動支援	地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動を推進し、欠員地区の委員補充や、委員のスキルアップの後方支援を行います。	民生児童委員協議会事務局	福祉課
シルバークラブへの活動支援	高齢者が地域で楽しく豊かに充実した生活を送るための地域コミュニティであるシルバークラブについて、長年の知恵と経験のある会員の技能を活用した支え合い活動がより効果的に展開されるよう支援します。	町シルバークラブ連合会事務局	福祉課
公募型補助金の利用促進	補助金を活用し、町の活性化に資する公益的活動を行う団体の育成を図り、住民と行政との協働のまちづくりを推進します。	協働のまちづくり公募型補助金	企画財政課

【 目標指標 】

指標名	現状値 令和 6 (2024) 年度	目標 令和 12 (2030) 年度
シルバークラブ会員数 (人)	1,353	増加
シルバークラブ設置地区数 (地区)	18	22
協働のまちづくり公募型補助金申請団体数 (件)	1	増加

【民生委員・児童委員の活動「ケアマネージャー連絡会との交流会」の様子】



基本目標 3

住み慣れた地域で安心して暮らせるしくみづくり

(1) 住民の困りごとを解決につなげる相談支援体制の充実

近年の生活課題は複雑化・多様化しており、一つの窓口や制度だけでは解決できない事案が増えています。地域住民の身近な相談に柔軟に対応し、適切な専門機関へと確実につなぐ包括的な相談支援体制を強化し、庁内の関係部署や関係団体、専門機関が一体となった重層的な連携を図ります。ケアマネジャーや障がい福祉の計画相談員など専門職同士のネットワークを広げるとともに、町広報やSNSを活用した分かりやすい情報発信に努めます。困りごとを抱えた住民が孤立することなく、いつでも安心して助けを求められる信頼度の高い相談支援体制を確立します。

【 取組 】

施策	内容	関連事業	担当課
包括的な相談支援体制の充実	複雑化・多様化する地域生活課題に柔軟に対応し解決に結びつくことができるよう、困りごとのある人を早期に発見し、適切な相談窓口や支援機関につなぐしくみを構築するとともに、庁内の関係部署や関係機関が連携、情報共有し、重層的・包括的な相談支援体制の充実・強化を図ります。	地域福祉庁内検討会議 こども総合相談連絡調整会議	福祉課 生き生き対策課 こども未来課 健康推進課
地域の福祉関係者の人材育成	ケアマネジャーや障がい福祉の計画相談員との連絡会を開催し、地域の福祉関係者との情報共有や人材育成を図りながら、ネットワーク強化に取り組みます。	ケアマネジャー連絡会 西和7町相談支援専門員*連絡会	生き生き対策課 福祉課
広域的な連携体制の強化	保健所・医療機関・介護・障がい福祉が参画する精神障がい者福祉に係る協議の場を設置し、関係機関同士のネットワーク強化に取り組みます。	保健・医療及び福祉関係者による協議 (精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム)	福祉課 健康推進課
地域福祉に関する情報発信の充実	町広報やホームページ、SNS等により、地域福祉に関する情報発信を充実させるとともに、地域住民へわかりやすい情報提供に努めます。	町広報 町ホームページ SNS	福祉課

【 目標指標 】

指標名	現状値		目標	
	令和6(2024)年度	令和12(2030)年度	令和6(2024)年度	令和12(2030)年度
地域福祉庁内検討会議の開催回数(回)	2		6	
こども総合相談連絡調整会議の開催回数(回)	6		6	
西和7町相談支援専門員連絡会の開催回数(回)	4		6	

(2) 様々な困難を抱える人への支援

生活困窮、ひきこもり、外国にルーツを持つ方々、更生支援、多頭飼育問題*、いわゆる「ごみ屋敷」と呼ばれる物品の堆積等により生活環境の悪化を伴う住居など、特定の困難を抱える住民が地域社会から取り残されないための配慮が求められています。加えて、地域の活力を維持し安全な生活環境を守るため、空き家対策を含めた環境整備にも注力します。地域福祉庁内検討会議等の場を活用して多角的な検討を行い、フリースクールの運営支援や高齢者世帯のペット飼い主への支援体制の構築に向けた検討など、個別の状況に寄り添ったきめ細かな支援体制を充実させます。どのような背景を持つ人であっても、地域の一員として尊重され、必要な支援を享受しながら、自分らしく自立した生活を営むことができる包括的な社会を目指します。

【取組】

施策	内容	関連事業	担当課
様々な困難を抱える人への支援(新)	生活困窮、ひきこもり、外国にルーツがある方など、様々な困難を抱える方への支援体制の充実に取り組みます。	地域福祉庁内検討会議(再掲) 気になる会議(再掲) フリースクール	福祉課 生き生き対策課 まちづくり推進課 建設環境課 教育総務課



(3) あらゆる虐待の防止と権利擁護の推進

すべての住民が尊厳を持って暮らすためには、虐待の防止と権利の擁護が不可欠となります。高齢者や障がい者、子どもに対する虐待やDVを早期に発見・対応するため、行政と専門機関、地域住民が連携する体制を強化し、切れ目のない見守りを実施します。また、成年後見制度の利用促進や権利擁護支援センターとの連携を図り、判断能力が不十分な方々が不当な扱いを受けることなく安心して暮らせる体制を整えます。あわせて、社会福祉協議会等と連携し、身寄りのない高齢者等が、入院時の保証や亡くなった後の手続き等に不安を感じることなく生活できるよう、日常生活自立支援事業*の活用も含めた権利擁護支援の体制づくりを進めます。だれもが暴力や侵害から守られ、その権利が最大限に尊重される地域を築きます。

【取組】

施策	内容	関連事業	担当課
高齢者・障がい者・児童虐待及びDV（家庭内暴力）防止対策の推進	虐待等について行政や関係機関、地域住民が一体となり、問題解決に向けた施策の展開を図ります。早期発見・早期対応するため、啓発活動を実施しながら、日頃から関係機関との連携に努めます。	地域福祉庁内検討会議（再掲） 要保護児童対策地域協議会実務者会議	福祉課 生き生き対策課 こども未来課
成年後見制度の利用促進	権利擁護支援センターとの連携を強化しながら、成年後見制度の周知に取り組みます。また、認知症や知的・精神障がいのある人など、判断能力が不十分な人が不利益とならないよう、その人に身寄りがない等の場合に町長による審判請求や後見人等の報酬助成事業を行います。	権利擁護支援センターの広域設置	福祉課 生き生き対策課

【目標指標】

指標名	現状値 令和6(2024)年度	目標 令和12(2030)年度
権利擁護支援センターにおける相談実人数（人）	4	増加

(4) 生活支援体制の充実

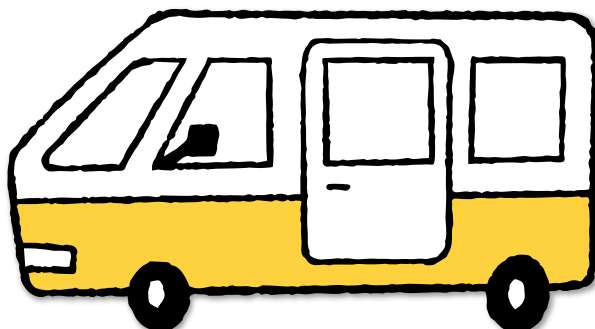
加齢や障がいによって日常生活に不自由を感じても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるための具体的なサポートを拡充します。移動支援事業や福祉タクシー券の交付によって外出の機会を確保するとともに、ゴミ出しを支援する「ふれあい収集」や、生活支援サポーターによる家事支援など、日々の暮らしに密着したサービスを推進します。これらの取組を通じて、住民が自宅や地域での生活を諦めることなく、QOL*（生活の質）を維持しながら、いつまでも安心して自立した生活を送れる環境を整えます。

【取組】

施策	内容	関連事業	担当課
移動支援や地域生活支援の充実	障がい者に対する外出同行支援や、タクシー券の交付事業による移動支援や、高齢者等へのゴミ戸別収集等による支援、また生活支援サポーターの利用促進など施策を充実します。また、さまざまな要因で既存制度を活用できない「狭間のニーズ」への対応として、地域公共交通協議会で協議し、交通利便性の向上や誰もが利用しやすい地域公共交通の手段を検討します。	移動支援事業 福祉タクシー券交付事業 ふれあい収集 生活支援サポーター 地域公共交通協議会	福祉課 建設環境課 生き活き対策課 まちづくり推進課

【目標指標】

指標名	現状値 令和 6 (2024) 年度	目標 令和 12 (2030) 年度
移動支援事業利用者数 (人) (新)	80	増加
福祉タクシー券交付事業利用実人数 (人) (新)	350	増加



(5) 地域ぐるみの防犯・防災の推進

災害や犯罪から命を守るためには、公助だけでなく、地域が一体となって備える「共助」の力が欠かせません。行政と民間による応援協定の締結や、防災士資格の取得支援を通じて地域の防災力を高めるとともに、避難行動要支援者に係る個別避難計画*への取組を推進します。また、防犯カメラの設置や、地域パトロールの実施により、犯罪の隙を与えない安全な環境を構築します。学校・保護者・地域が密に連携し、子どもから高齢者までが災害や犯罪の脅威に怯えることなく、心穏やかに暮らせる強靱なまちづくりを進めます。

【取組】

施策	内容	関連事業	担当課
地域の防災力の向上	行政間及び民間との協定等による応援体制を充実させ、関係機関との連携を図りながら、防災・減災体制の充実に取り組みます。	災害時における連携協定 防災士資格取得支援事業	総務課
避難行動要支援者制度の推進	災害時における避難行動要支援者への支援を円滑に実施するため、関係各課が連携し、避難行動要支援者制度の周知に取り組みます。また、民生委員・児童委員をはじめ、見守り活動や相談支援活動を通じた避難行動要支援者の把握を推進します	避難行動要支援者登録事業	総務課 生き活き対策課 福祉課 こども未来課
防災・防犯情報の発信	登録制のお知らせメール、町ホームページ、SNS等を通じた防災、防犯情報の配信や防災行政無線による放送等を充実させることにより、適時適切な情報発信を通して防犯意識の向上に努めます。	登録制のお知らせメール	総務課
防犯対策の推進	学校・保護者・地域との連携を図りながら、子どもの安全教育や通学路の安全点検、防犯対策を推進します。また、女性や高齢者にも安心・安全な環境整備を進めるとともに、町職員等による防犯パトロールを実施します。また空き家対策を推進します。	防犯カメラ設置事業 学校・地域パートナーシップ事業 (学校支援ボランティア)(再掲)	総務課 まちづくり推進課 社会教育課

【目標指標】

指標名	現状値 令和6(2024)年度	目標 令和12(2030)年度
災害時における連携協定数(件)	51	増加
防災士資格取得支援事業による資格取得者数(人)	124	245

第 5 章

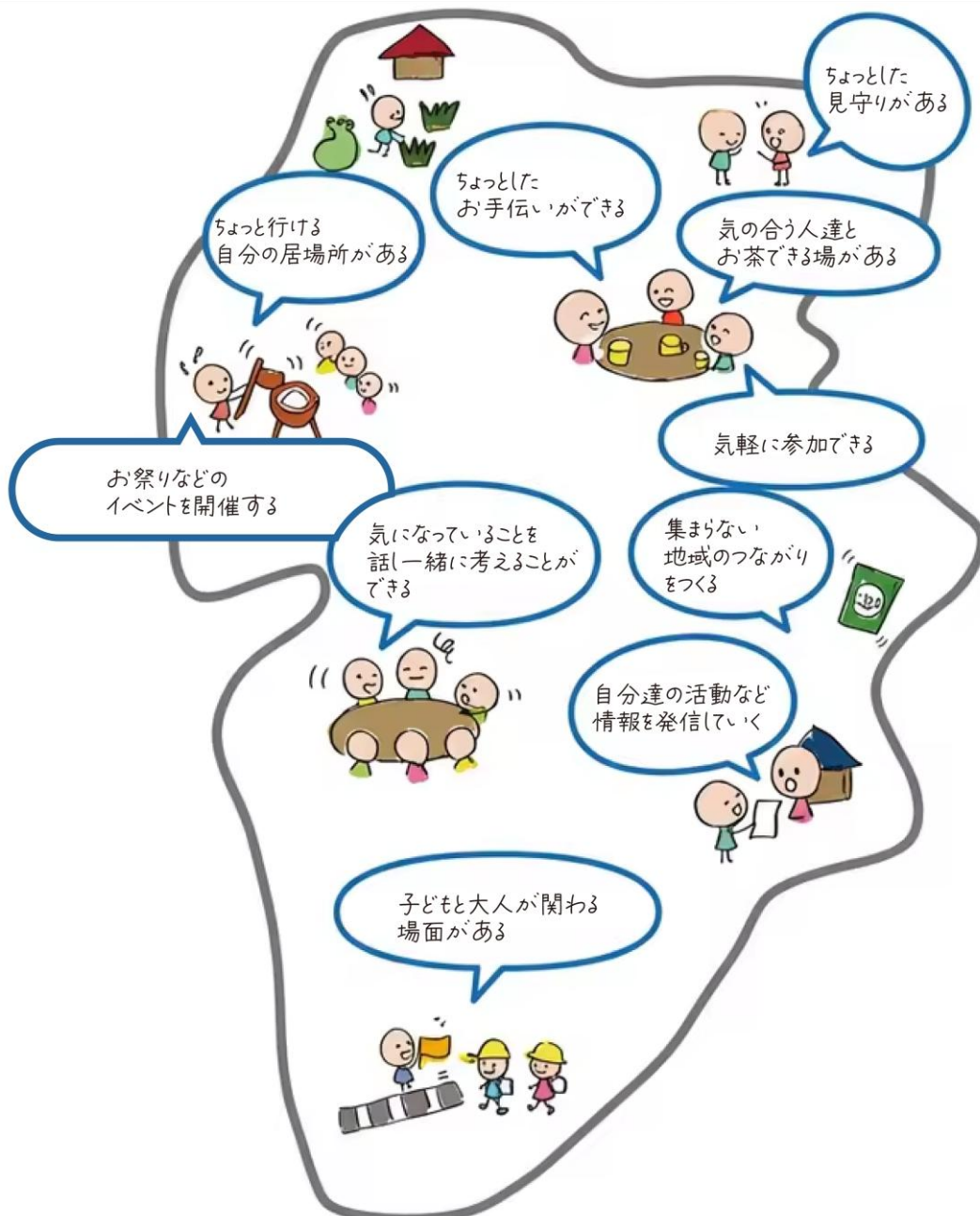
地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、住民が主体となって地域の現状や良いところ、課題を確認し合い、「どんな地域にしていきたいか」「そのために何ができるか」をまとめたものです。社会福祉協議会が事務局となり、地域福祉を推進する実践的な活動・行動計画です。

上牧町では、住民が主体となっている様々な活動があります。

今後は、「各地域での地域福祉活動計画をたてること」「ミドル世代とのつながりをつくること」「一人ひとりの得意をつなげていくこと」「名前のない気になる会議の場を増やしていくこと」を重点的に取り組んでいきます。

これらの活動を通じ、基本理念である、「人と人が手を取り合い、支え合い安心して暮らせるまちづくり」を目指します。



基本目標 1

地域で顔の見える、参加できる関係づくり

上牧町では、高齢者単身世帯の増加や地域の希薄化により、社会的孤立やひきこもりのリスクが高まっています。アンケートでは、地域住民とのつながりがあると半数以上の回答があるものの挨拶する程度の方が多く状況です。

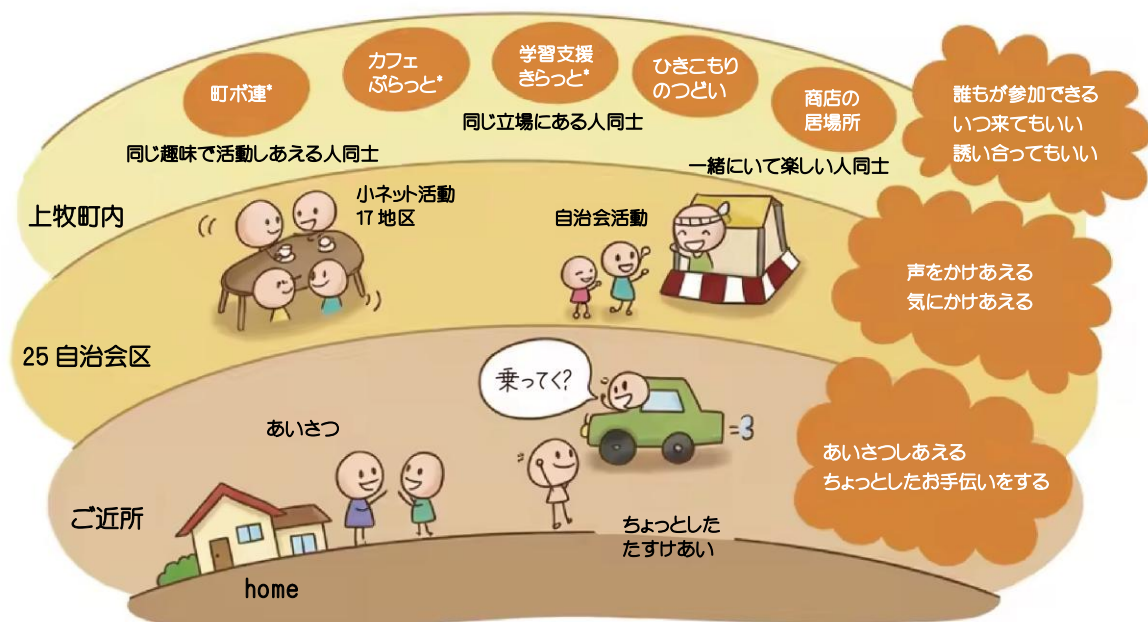
上牧町には自治会区が25地区あり、自治会やシルバークラブ、ふれあいサロンなどの取り組みがあり、ほぼ自治会単位で活動が行われており、17地区にて小ネット活動が活発に行われていますが、一定数の活動者や参加者に留まっています。地域の情報発信力を強め、参加のきっかけをつくり、誰もが参加できて顔の見える関係づくりを進めるために、小さなつながりを大切にした居場所づくりや、集まりの中からうまれる緩やかな見守りを進めていきます。

【目指すイメージ】

誰もが参加できて、顔の見える関係を作ることができる



小さなつながりがあちこちで生まれる



(1) 地域で支え合う意識づくり

【活動】

活動1	小ネット活動の組織化	活動対象	町内全域
内容	前計画時には15地区で小地域ネットワーク活動をされていましたが、様々な計画で小ネット活動の重要性が謳われたり、住民同士の繋がりから活動の必要性が周知され、現在17地区で活動が行われています。		
方向性	各地域の世話人会に社協ワーカーが参加し、活動の方向性や課題を一緒に考えます。小ネット活動を25自治会区に拡げていきます。		

活動2	小ネット活動内容の充実	活動対象	小ネット17地区
内容	小ネットではふれあいサロンや季節の行事など様々なつどいがありますが、その情報を発信したり、キャッチすることが困難な現状があります。また、世話人不足により活動そのものを縮小せざるを得ない地域も出てきています。小ネット連絡会では毎月1回代表者会議を開催しており、代表者の情報交換ができる場になっています。		
方向性	今までと同じ活動を継続するのも大切ですが、地域の実情に合わせた活動の工夫を社協ワーカーと一緒に考えていきます。		

新

活動3	地域ミーティングの開催	活動対象	小ネット17地区
内容	小ネット活動では毎月1回代表者が集まる会議を開催し日々の活動について話し合う場がありますが、世話人達は他地域と日頃の活動について話す場がありません。そこで小ネットが3地区ずつ集まり、日頃の活動やこれからの活動を話し合う場を開催しています。		
方向性	社協ワーカーが地域に出向き、世話人同士の意見を出し合うことで新たな活動がうまれるきっかけとなるようにつなげていきます。		

町全体の計画を考える前に、自治会区の小規模な計画を立てるのはいかがでしょうか？

地域性もそれぞれだしね

地域ミーティングを機に各地域で地域福祉活動計画を立ててみましょう

活動4	情報発信の充実
内容	社協ホームページ、Facebook、Instagramを利用して地域の様々な活動をタイムリーに掲載しています。
方向性	高校生や大学生の協力を得て使い方を学ぶ場を作り、活動者が自らの活動を情報発信できるよう支援します。

Illustration of a meeting with speech bubbles and a photo of people at a table.

?: ボランティア活動をしたいけどどこから情報をとればいいのか分からない!

上牧町広報とか見る? 社協もHP、Facebook、Instagramがあるよ

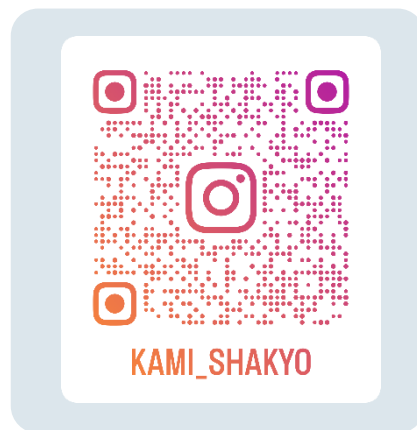
?: 広報は見ない、、、社協?HP、Facebook、Instagramは知らないな

InstagramもFacebookも自らキーワードを入れないと目にとまらないものね

上牧町社会福祉協議会の Facebook



上牧町社会福祉協議会の Instagram

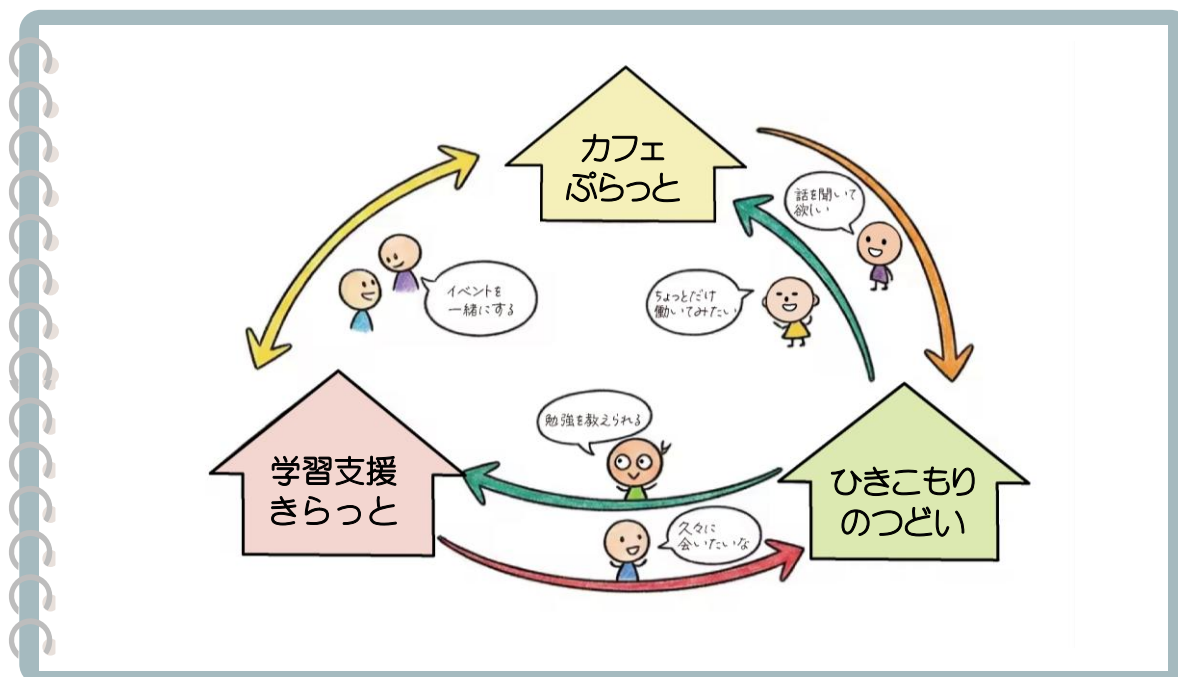


(2) 地域での交流の機会の充実

【活動】

重点

活動1	仲間がつながりつどえる場づくり	活動対象	カフェぷらっと、学習支援事業きらっと、ひきこもりのつどい
内容	カフェぷらっとや子どもの居場所「きらっと」、ひきこもり家族・当事者のつどいなど同じ仲間が集い、悩みを共有できる語り合える場があります。		
方向性	一つの場に通うだけではなく、それぞれの得意な部分を活かし、社会参加のきっかけをつくるために他の場にも参加できるしきみを活かしながら、いつでも戻ることができることができ、いつでも再開できる居場所の循環を目指します。		

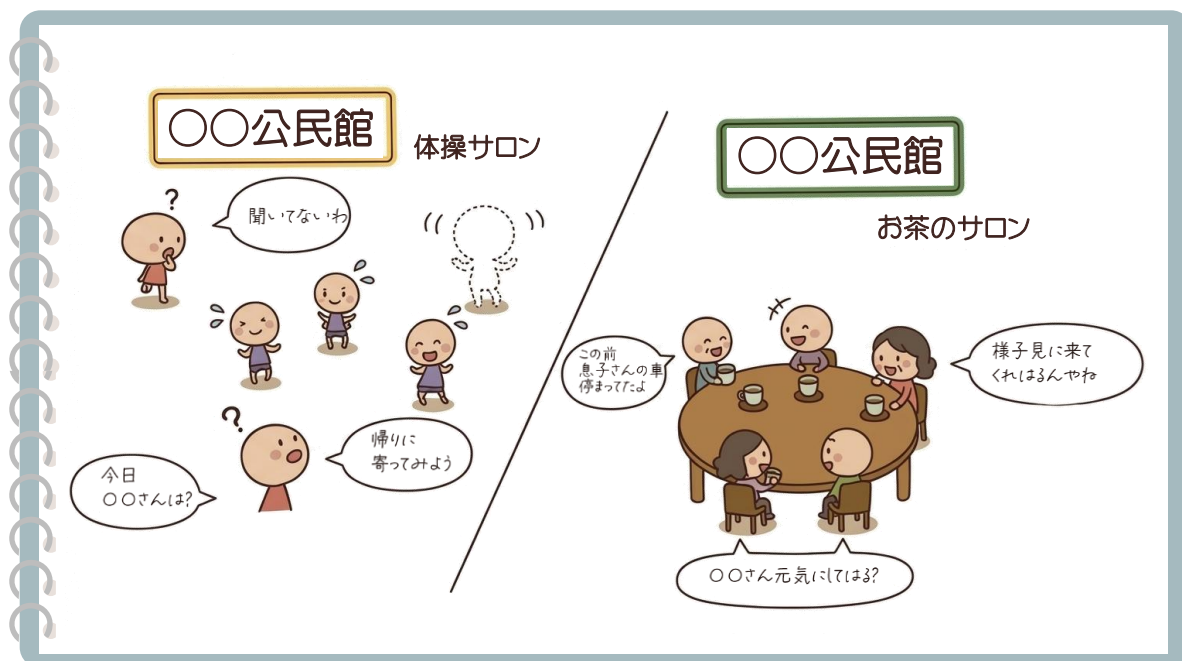


重点

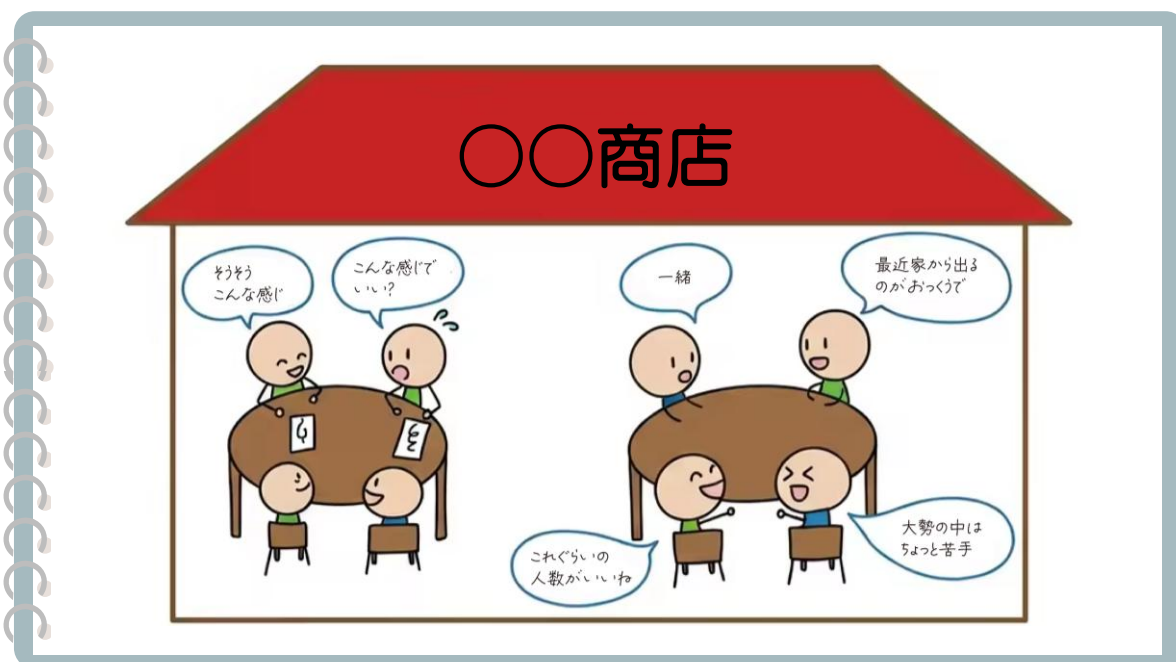
活動2	小さな居場所を増やし、つなげていく	活動対象	小ネットでのサロン活動、商店でのサロン活動、自治会区でのサロン活動
内容	小ネットでは手芸や体操、おしゃべり、脳トレゲーム、マージャンなどのサロン活動をされています。町内の商店でも絵手紙やおしゃべりサロンを開催されており、自治会でのおしゃべりサロンなども開催されています。		
方向性	小ネットやシルバークラブなどのサロンだけでなく、小さな居場所を拡げ、住民同士のつながる機会や内容が充実していくようすすめていきます。		

小さな居場所

【小ネットでのサロン】

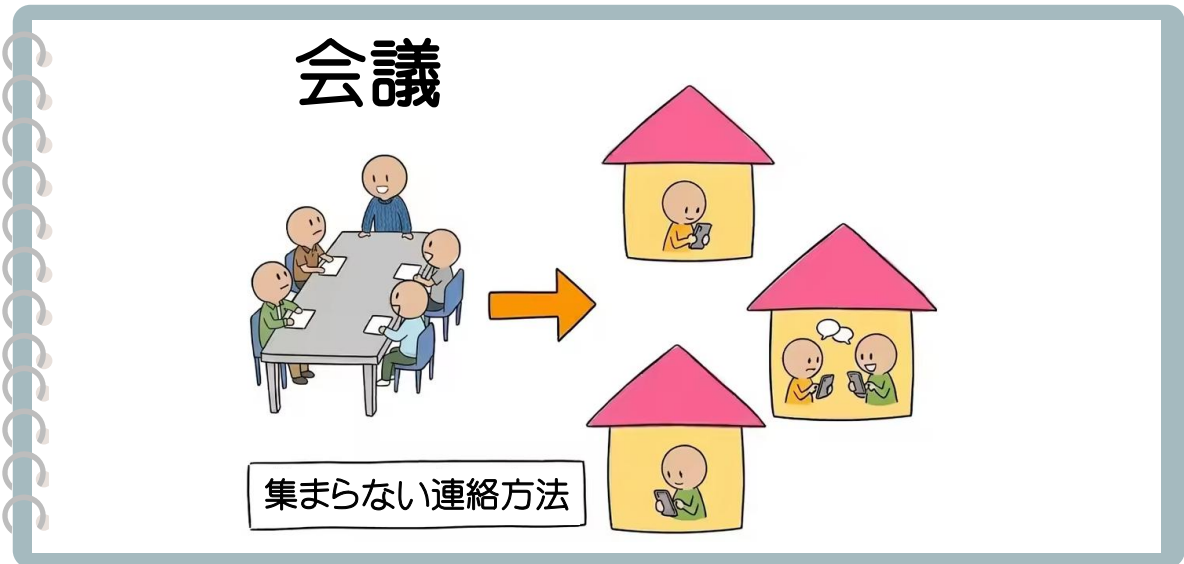


【商店でのサロン】



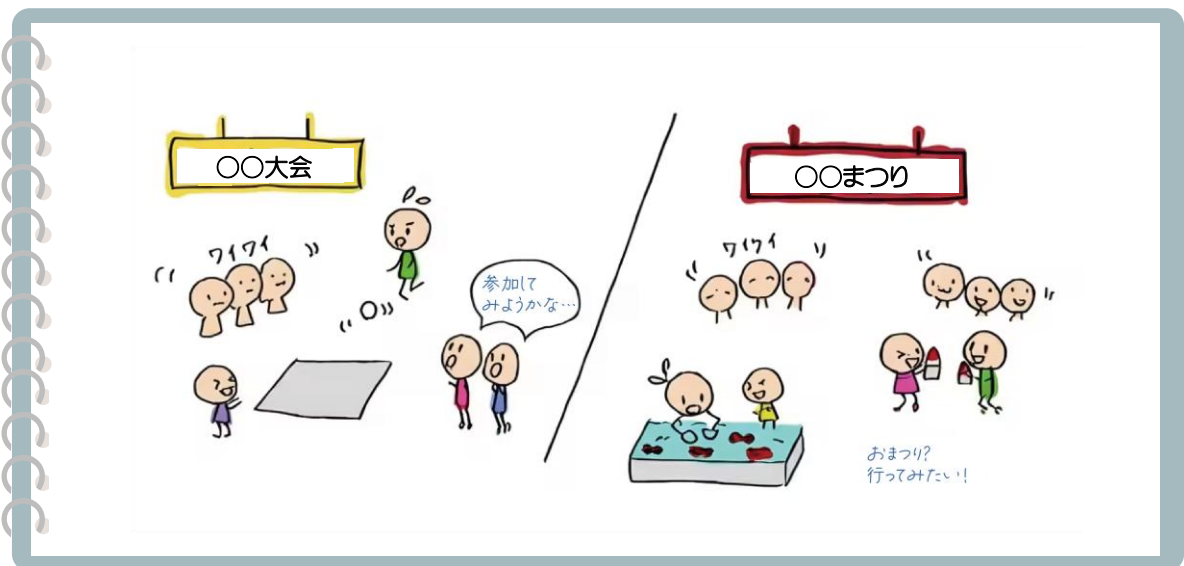
新

活動3	様々な活動の連携による地域づくり	活動対象	30～40代のミドル世代が多い自治会区
内容	30～40代の世帯が多い自治会区では、日中共働きで子育て世代が殆どで、自治会活動も運営が難しく、地域のつながりは大事だと思う一方で、まつりなどのイベントをしたくても時間がなく地域のつながりをつくるために模索されています。		
方向性	町内の様々な活動と連携することで、若い世代の活動したい思いをコーディネートしていきます。		



重点

活動4	小ネット同士協力しあえる地域づくり	活動対象	小ネット17地区
内容	小ネット17地区ある中で、それぞれの地区でサロンやイベントなどの活動をしていますが、世話人の高齢化により、今までと同じ活動が難しくなっている地域もあります。地域ミーティングをきっかけに、普段関わりがない人達が参加できることはなんだろう？という声があり、イベントを企画されています。		
方向性	一つの地域では人手や場所など難しいところを近隣地域とコラボすることで新たな参加をうんでいきます。		



(3) 地域の見守り体制の強化

【活動】

活動1	さまざまな見守り、たすけあいの活動づくり	活動対象	小ネット、民生児童委員、シルバークラブ、友愛活動、登下校の見守り
内容	登下校の時間帯にサロンを開催されていたり、ラジオ体操の帰りに登校中の子ども達に声をかけたり、一人暮らしの世帯に訪問するなど、緩やかな見守り活動が行われています。		
方向性	どこにどんな人が住んでいて、どんな状況なのかを把握することが見守り活動ではなく、見守る側も見守られる側も気にかけてあげることができる見守り合いをすすめていきます。		

見守りのかたち

葛城台コミュニティねっと

月に1回のふれあいサロンをコミュニティセンターで開催しています。子ども達が下校する時間帯にセンターが開いているので、子どもが「何してんの？」と声をかけてくれます。サロンの時間が長いことで子ども達とのちょっとした会話やふれあいが生まれ、高齢者と子どものゆるやかな見守りができています。

グリーンネット

毎週ゴミ出しの日に畑に集まってラジオ体操をしています。

体操が終わって帰る頃に、小学生の子ども達が登校していてあいさつができます。イベントをする際や活動案内を親御さんや子ども達に声をかけてチラシを渡すことができ、顔を見て話すきっかけができています。



笑って健康 up

毎月2回体操のサロンを開催されています。その参加者は全員女性で、男性はなかなか参加されませんが、参加者のご主人は毎日散歩に出かけ、会う人と立ち話をしています。帰宅すると奥さんに「今日は〇〇さんに会って話したよ」と教えてくれます。夫婦の会話も増え、男性同士の会話も増えサロンに参加しなくても互いの見守り合いができています。

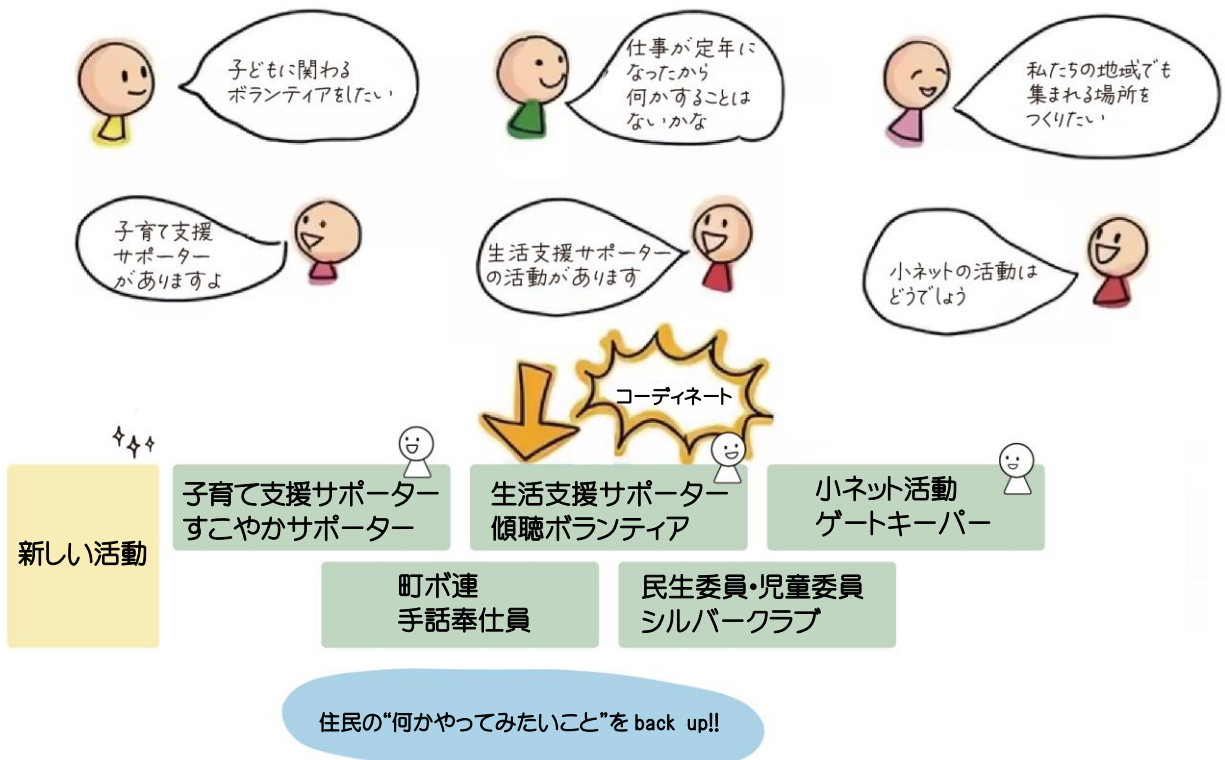


基本目標 2 だれもが地域づくりに参加できるしくみづくり

上牧町には、地域課題に関心を持ち、参加や手助けができると回答されている方がいらっしゃいますが、自治会主催の催しやふれあいサロンなど地域活動への参加率は低迷している状況です。また、子育て中の方や介護のためなどライフステージにより地域づくりへの関心や参画とまではいかない現状である方もいらっしゃいます。

しかし、気心のしれた仲間達で意気投合した時に定年などのきっかけで「今まで興味があった活動をしてみたい!」「地域のために何かしたい!」などの思いが湧き上がってきたときに実現できる様、人材育成の講座やステップアップ講座を開催したり、活動を希望している方にマッチする活動のコーディネートすることで、住民の“何かやってみたいこと”をbackupしていきます。また、既存の団体が継続して活動が行えるよう支援していきます。

【目指すイメージ】



(1) 地域福祉を担う人材の育成と活動支援

【活動】

活動1	やりたい思いを backup	活動対象	タウンカレッジ、認知症予防ゲームリーダー、ちょボラ、社協だより、社協ホームページ
内容	町内の活動者が講師となり、定期的にタウンカレッジを開催しています。個々の活動がグループ化し、共通の話題で楽しい時間を過ごしておられます。町ボ連団体の認知症予防ゲームリーダー活動では、定期的にリーダー養成講座を開催されています。養成講座や活動の紹介など、ちょボラや社協だより、社協ホームページにて情報発信しています。		
方向性	既存の活動や新たな活動のやりたい思いを実現できるように支援していきます。		

読書カフェ(タウンカレッジから派生した集まり)

タウンカレッジ参加をきっかけに「わたしの好きな本」を共通点に集まり、紹介しあうなど活動が広がっています。グループ内だけではなく、「本を楽しもう」をコンセプトに住民の方々と交流も進めています。



(2) ボランティア活動の推進

【活動】

活動1	ボランティアコーディネートの機能の充実	活動対象	子育て支援サポーター、生活支援サポーター、小ネット、町ボ連、新しい活動
内容	町内には様々なボランティア活動団体があります。子どもに関わる活動がしたいとか、定年後ちょっとしたお手伝いができる活動がしたいなど、思いに合わせた活動をコーディネートしていますが、高齢化や後継者不足に悩まされている団体もあります。		
方向性	既存の活動とは違い、町内を活性化させたい、イベントをして盛り上げたいという思いを持った若い世代の活動者が新しい活動につながるよう、住民の“やりたい”を具体的な形になるように支援していきます。		

【子育て支援サポーター養成講座の様子】



【生活支援サポーター養成講座の様子】



(3) 活動者への支援の充実

【活動】

活動1	活動を振り返る場づくり	活動対象	町ボ連、小ネット、生活支援サポーター
内容	町ボ連、小ネット、生活支援サポーターの活動者がそれぞれ月に1回集まり、定例会や代表者会議などの話し合いの場があります。		
方向性	定期的集まり、活動の報告や課題や方向性を話し合うことで、団体同士の協力や活動の幅を広げていくことができるように支援していきます。		

【町ボ連代表者会議の様子】



【小ネット代表者会議の様子】



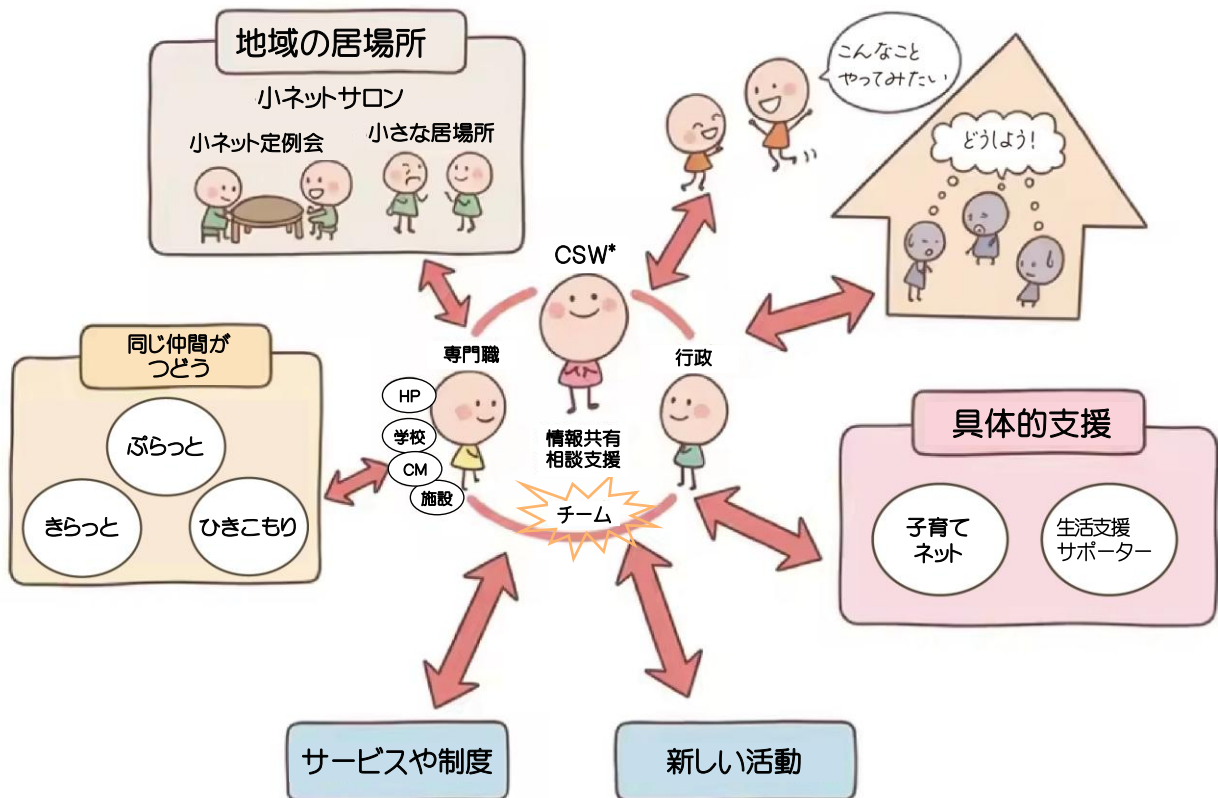
【生活支援サポーター定例会の様子】



基本目標3 住み慣れた地域で安心して暮らせるしくみづくり

上牧町では、高齢化や地域の希薄化に一因があるのか「自分や家族の健康状態」「地震台風などの自然災害」「経済的な状況」への不安が大きく占めている状況です。また、その悩みや不安を友人に相談することが多いと回答されています。地域住民の困りごとが早期に解決につながるよう、地域活動者と関係機関、社協がそれぞれの強みを活かして体制整備を進めていきます。また、いかなる時も住み慣れた地域での生活が可能となるよう、平時から非常時の対応について検討を進めていきます。

【目指すイメージ】

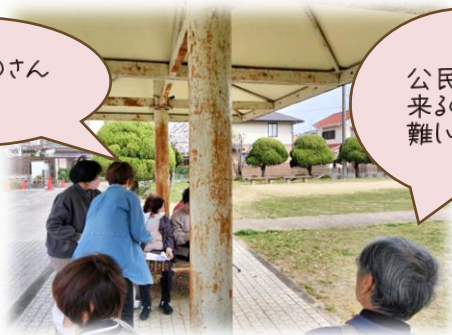


(1) 住民の困りごとを解決につなげる相談支援体制の充実

【活動】

活動I	CSWの配置	活動対象	気になる会議、小ネット世話人会、各地域の活動への参加、名前のない気になる会議
内容	地域のことを活動者はよく知っておられます。「会議」を開催するとなると参加しにくい中、世話人会やサロンでの井戸端会議が自然と見守りになっています。ゴミ出しの手伝いやちょっとした送迎など、制度やサービスではないもともとあった自然なたすけあいが地域の中で行われています。		
方向性	地域のあらゆる場に参加することで、気になっていることや人について住民同士が話し、専門職が加わることで必要な機関へつなげ、相談し合える体制を作っていきます。生きづらさを抱えた人の立場に寄り添って、理解しようとする態度を育む福祉教育をすすめています。		

【小ネット各地域定例会にて名前のない気になる会議の様子】



最近〇〇さん
どうしてる?

公民館まで
来るのが
難しいみたい

【小ネット地域ミーティングの様子】



定年後の
男性ってどうして
るのかな?

どんなことなら
興味あるかな

【小ネット地域ミーティングの様子】

近所でよく
見かけるけど
大丈夫かな



大丈夫!
いつも声かけてら
話してくれるよ

【3地域合同親睦会】

(地域ミーティングをきっかけに開催)



【毎月のサロンの様子】



(2) 様々な困難を抱える人への支援

【活動】

活動I	ひきこもり家族・当事者のつどいの開催	活動対象	ひきこもり当事者とその家族
内容	<p>悩みをどこに相談していいかも分からない、相談することや居場所に参加することへも勇気が出ず、相談窓口に到達するまでに相当な時間がかかります。また、つどいに参加しても社会参加までには至らず長期化している現状があります。当事者が本来できていたであろう経験や体験をし直すための取組が生活経験の貧困化を防いでいます。</p> <p>同じ悩みを抱えた人同士が語り合うことで少しでも元気になってもらうことを目的としています。</p>		
方向性	<p>他者と過ごすことや当事者同士で話をすることで自分達の居場所として、いつ来てもいい、いつ休んでもいい場を作っていきます。</p> <p>自分達が社会とつながりたいという思いに寄り添い、スモールステップからリスタートしていけるように伴走していきます。</p>		

春はお花見、夏はお祭りや花火、秋は運動、冬は初詣や飲み会など、季節に応じた行事を行っています。今までの経験の中で欠けていた体験を自分達のペースで埋めていく、社会経験のリトライをしています。



(3) あらゆる虐待防止と権利擁護の推進

【活動】

活動I	その地域で暮らしきる権利を守る		
内容	<p>家族間で希薄化している中で、判断能力の低下や身寄りの無い人達が増えてきています。地域で安心して暮らし続けられるように、包括的に支援していく必要があります。</p> <p>また、精神デイケア利用者がサロンに参加し地域の人達と過ごす機会があります。</p>		
方向性	<p>社会とつながることが困難な人達も孤立せず地域で暮らしきる権利があり、一人ひとりが誰かとつながる機会を作っていきます。</p> <p>身寄りのない人達への支援について、情報収集を図りながら包括的に支援していけるように検討していきます。</p>		

(4) 生活支援体制の充実

【活動】

活動1	住民のたすけあいによる生活支援活動の推進	活動対象	生活支援サポーター
内容	住民のちょっとした困りごとをお手伝いする住民同士のたすけあいのしくみです。社協のSC*（生活支援コーディネーター）が希望者とボランティアをつなげるコーディネートをしています。		
方向性	たすけてほしい人がたすけたい人をお願いする、ちょっとしたボランティア活動の目的を大事にしていきます。移動支援というしくみはありませんが、地域の中で住民同士の乗り合わせが自然と出来ています。自治会区内での移動のお手伝いやちょっとしたたすけあい活動も大事にしていきます。		

生活支援サポーターたすけ愛 活動の様子

買い物



草引き



暮らしの中のお手伝い



(5) 地域ぐるみの防犯・防災の推進

【活動】

活動 I	災害対応訓練	活動対象	災害ボランティアセンター*設置運営訓練、災害ボランティアセンター設置・運営、災害ボランティアセンター運営スタッフ養成研修の開催
内容	<p>災害時は多くの住民が、誰に相談し、どのように解決すればいいのかわからなくなり、孤立する人が平常時よりも多くなります。平常時から住民同士で気にかけてつながりを持たれているので、生活再建のためのボランティアセンターを設置運営する際には社協職員だけではなく、住民と共に運営していく必要があります。いつ起こるか分からない災害のために定期的に住民と一緒に対応訓練を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 上牧町災害ボランティアセンター設置等に関する協定書締結 ・令和 3 年 法隆寺 JC と協力体制協定書締結 ・令和 4 年 北葛城郡内社会福祉協議会災害時相互支援協定書締結 ・令和 7 年 災害時における管理機材の賃借に関する協定書締結 		
方向性	<p>災害時においては、町の協定に基づき、災害ボランティアセンターを設置し、町内外からのボランティアを受け入れ、支援の調整を行います。</p> <p>日本各地で災害が大きくなり、頻繁に発生しています。大規模災害となると、上牧町だけでは対応できなくなります。そこで北葛城郡 4 町（上牧町、王寺町、広陵町、河合町）にて一緒に支援していくために、災害ボランティアセンター合同設置に向けて取り組んでいます。</p>		

【上牧町災害ボランティアセンター設置運営訓練の様子】



【協定締結の様子】

法隆寺 JC と協力体制協定



北葛城郡内社協相互支援協定



シルバー人材センター管理機材賃借に関する協定



北葛城郡における災害対応の一体化に向けて、4 町で一緒に支援していくために協議を重ねています。



第 6 章

計画の推進

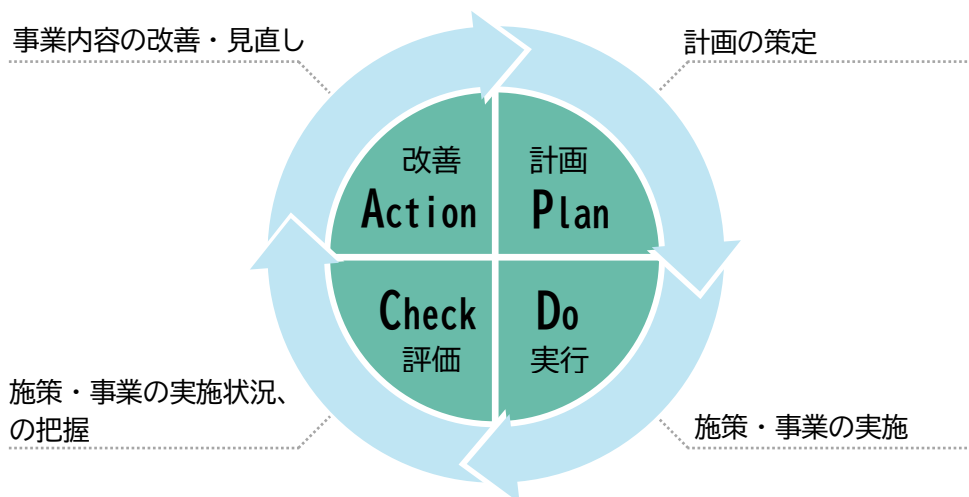
1 計画の周知・啓発

地域福祉を推進するためには、行政のみならず、地域に関わるすべての主体が協力し、協働して取り組むことが極めて重要です。そのため、本計画で定めた基本理念やそれぞれの役割、考え方を住民の皆様幅広く周知し、地域における主体的な福祉活動への参加を促進します。具体的な周知方法としては、広報紙や町のホームページなどを積極的に活用し、住民の皆様の地域福祉に対する関心と意識を高めるための啓発活動を継続的にを行います。

2 計画の点検・評価

本計画の実効性を確保し、着実に推進するために、PDCAサイクル*（計画・実行・評価・改善）に基づいた進捗管理を行います。この際、町の関係部局や社会福祉協議会と連携を図りながら行います。また、本計画は町の総合計画における地域福祉分野を具体化する基本計画としての性格を持つため、他の関連計画の推進や見直しにあたっては、地域福祉の理念がより効果的に展開されるよう整合性を図りながら進めていきます。

【PDCAサイクルのイメージ図】

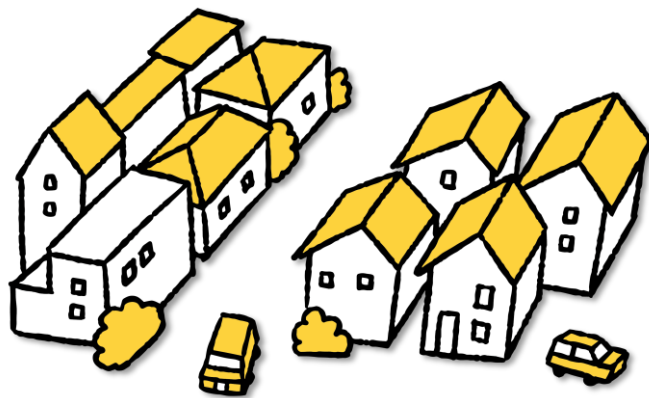


3 連携・協働による計画の推進

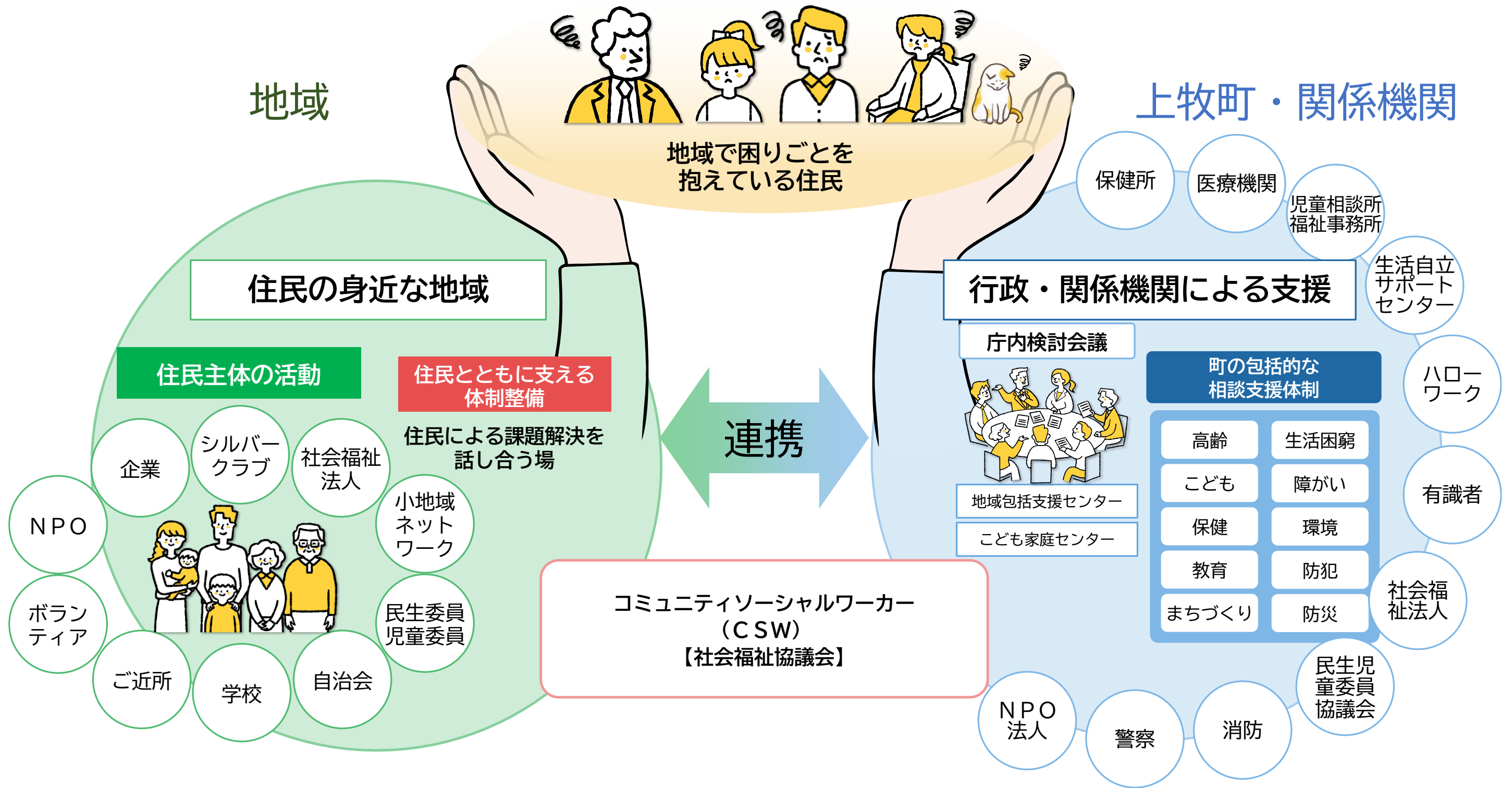
本計画の推進においては、町と社会福祉協議会が中心的な役割を担いつつ、地域住民、自治会、福祉関係団体、NPO、ボランティア、民間事業者等の多様な主体との協働を強化します。地域福祉の課題は、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど多岐にわたるため、庁内の関係部署間で情報を共有し、組織横断的な解決を目指す体制を整えます。

特に、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、困りごとを抱える人が地域で潜在化しないよう、住民同士の協力による「発見・気づき」の機能を高めることが重要です。地域住民が日々の暮らしの中で感じる“気になること”を共有し、早期発見・早期対応につなげるための話し合いの場（気になる会議）などを活用しながら、予防的な支援や住民主体の見守り活動を推進します。こうした地域での気づきを、専門職や関係機関へとつなぐコーディネート機能を適切に運用することで、住民に身近な地域での支援体制を充実させていくことが必要です。

さらに、これらの地域活動をバックアップするしくみとして、行政の各部局をはじめ、保健福祉センター、地域包括支援センター、こども家庭センター、さらには警察や消防、医療機関などの多種多様な機関が連携・協働する「町の包括的な相談支援体制」を強化します。制度の枠組みを超えた困難な生活課題に対しては、庁内関係課や社会福祉協議会が参画する「庁内検討会議」等を効果的に活用し、関係機関のネットワークを最大限に活かした重層的・包括的な支援を推進します。



人と人が手を取り合い、支え合い安心して暮らせるまちづくり



資料編

Ⅰ 上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上牧町附属機関設置条例（令和2年3月条例第1号）第3条の規定に基づき、上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般公募町民
- (3) 関係機関及び関係団体の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後における最初の委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

2 委員名簿

◎委員長、○副委員長（順不同、敬称略）

区分	役職名	氏名
学識	佛教大学准教授	◎金田喜弘
関係機関及び 関係団体の代表	自治連合会会長	呉羽文彰
	民生児童委員協議会会長	○辻本隆
	シルバークラブ連合会会長	小川勝
	小地域ネットワーク連絡会代表	西川眞一郎
	手をつなぐ育成会会長	竹原金子
	教育委員	暁公美
	子育てネットかんまき	山崎輝子
	PTA協議会	竹田幸子
関係行政機関	西和警察署生活安全課長	貝本篤彦
	西和消防署南分署長	川村昇一
	中和保健所所長	山田全啓
	中和福祉事務所所長	山岡正典
	上牧町社会福祉協議会常務理事	植村隆弘
	奈良県社会福祉協議会地域福祉課係長	中川恵子
	健康福祉部部長	山下純司
公募	公募委員	今西千代
	公募委員	小畠奈美

3 策定経過

日程	内容
令和7(2025)年 7月14日	第1回第2次上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会【議事】 (1)地域福祉計画及び地域福祉活動計画の概要について (2)現行計画の取り組み状況について (3)地域福祉に関するアンケート調査(案)について
8月～9月	地域福祉に関するアンケート調査の実施 関係団体ヒアリング調査の実施
10月20日	第1回上牧町地域福祉庁内検討会議【議事】 包括的な相談支援体制の強化に向けて(各課の課題や対応状況)
10月31日	第2回 第2次上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会【議事】 (1)地域福祉に関するアンケート調査について (2)地域福祉に関する地区会議の報告書について (3)関係団体ヒアリングについて (4)庁内検討会議の報告 (5)骨子案について
令和8(2026)年 1月19日	第2回上牧町地域福祉庁内検討会議【議事】 次期計画の取組内容及び連携体制について
1月30日	第3回 第2次上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会【議事】 (1)第2次上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画(素案)について
2月9日～2月27日	パブリックコメントの実施
3月16日	第4回 第2次上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会【議事】 (1)パブリックコメントの実施結果について (2)第2次上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画(案)について (3)第2次上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画 概要版(案)について

4 用語集

あ行

意思決定支援

自ら意思決定することが困難な人に対し、本人の意思や希望が最大限尊重され、反映されるよう、支援者が適切な配慮や工夫を行うこと。

居場所

物理的な集まりの場だけでなく、他者との交流や役割を持つことで、安心感や自己肯定感を得られる精神的な安らぎの場。

SC

生活支援コーディネーターの略。高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備や、地域資源の開発、関係者のネットワーク構築を担う専門職。

か行

学習支援きらっと

経済的な理由や家庭の事情などで学習環境に課題を抱える小・中学生を対象に、学習支援や居場所の提供を行う事業。大学生ボランティアなどが学習の補助を行うとともに、子どもたちの自己肯定感を高め、健やかな成長を支えることを目的としている。

カフェぷらっと

上牧町社会福祉協議会が主体となり、誰もが気軽に立ち寄れる「通いの場」として開催しているコミュニティカフェ。多世代交流や孤立防止を目的としており、住民同士のつながりづくりや情報交換、相談のきっかけの場として機能している。

QOL

Quality of Life (生活の質) の略。物質的な豊かさだけでなく、心身の健康や満足度、自己実現など、人生をよりよく生きるための質を重視する考え方。

ケアマネジャー

介護支援専門員。介護を必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、ケアプランの作成やサービス提供事業者との連絡調整を行う専門職。

ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る命の門番の役割を担う人のこと。

公助

生活保護や行政による公的サービスなど、税による公的負担によって行政が責任をもって生活を支えること。

権利擁護

判断能力が不十分な人や社会的弱者が、自らの意思を尊重され、不当な不利益を受けないよう、その人の権利を適切に行使できるよう保護し支援すること。

互助

家族、親族、近隣住民、友人などの個人的なつながりの中で、自発的に助け合い、生活課題を解決すること。

孤独・孤立対策推進法

孤独・孤立を社会全体の課題と捉え、総合的な対策を推進するために令和5年5月に成立、令和6年4月に施行された法律。

個別避難計画

避難行動要支援者一人ひとりについて、災害時の避難先や避難経路、避難を支援する人をあらかじめ定めた計画。

さ行

災害ボランティアセンター

災害発生時に、被災者のニーズ把握とボランティアの受け入れ・調整を行い、円滑な復旧支援を推進するための拠点。

CSW

コミュニティソーシャルワーカーの略。町内南北に分かれて社会福祉協議会の職員が2人配置されている。地域に出向き、福祉や生活全般の困りごとやさまざま相談を受け、行政や関係機関と連携していく「福祉の何でも相談員」。

自助

自分自身の努力や、自らの責任において生活課題を解決すること。

社会的孤立

家族や地域との交流がほとんどなく、困ったときに頼れる人がいない状態。自殺や孤立死などの深刻な問題につながる可能性がある。

重層的支援体制整備事業

市町村が、既存の相談支援等の枠組みを活かしつつ、多機関の連携による包括的な支援を一体的に実施することで、地域共生社会の実現を目指す事業。

小地域ネットワーク(小ネット)

各自治会区を単位とした活動で、身近な地域で住民が主体となって住民同士の交流やつながりを作り、暮らしの中の困りごとなどに対して住民同士で支え合う活動であり、その地域に住む全ての住民が対象である。

制度の谷間

既存の公的福祉制度の対象外であったり、あるいは複数の課題が絡み合っているために、適切な既存支援が届きにくい状態のこと。

成年後見制度

認知症や知的障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を守るため、家庭裁判所が選任した支援者が、財産管理や契約などの法律行為をサポートする制度。

相談支援専門員

障がいのある人やその家族の相談に応じ、サービス等利用計画の作成や、自立した生活に向けた総合的な継続支援を行う専門職。

た行

多頭飼育問題

飼い主が不妊・去勢手術を怠ったことなどにより、ペットが異常に繁殖して飼育数が個人の手には負えないほど増加し、飼育環境が悪化するとともに、飼い主自身の生活や周囲の衛生環境を損なう状態のこと。

地域共生社会

制度・分野ごとの枠組みを超え、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。

地域福祉

誰もが住み慣れた地域において、尊厳を持って自分らしく暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者が互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むこと。

町ボ連(上牧町ボランティア連絡協議会)

町内で活動するボランティア団体や個人が、互いに情報の共有や交流を図り、連携してボランティア活動を推進するために組織されたネットワーク組織。研修会の開催や町行事への協力などを通じて、地域における共助の醸成に大きな役割を果たしている。

な行

日常生活自立支援事業

認知症や障がいにより判断能力に不安がある人に対し、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理、書類の預かりなどを行い、自立した生活を支援する事業。

認知症サポーター

養成講座を通じて認知症を正しく理解し、地域で認知症の人やその家族を温かく見守り、自分にできる範囲で手助けをする人のこと。

は行

パブリックコメント

重要な計画の策定や条例の改廃を行う際に、あらかじめその案を公表し、広く本町住民から意見や情報を募集する手続きのこと。

包括的な支援体制

複雑化・複合化した支援ニーズに対し、市町村において断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、属性を問わず包括的に対応する体制。

PDCA サイクル

計画、実行、評価、改善の 4 段階を繰り返し、事務事業や施策の質を継続的に改善していくマネジメント手法。

避難行動要支援者

災害が発生、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、避難に際し特に支援を要する高齢者や障がい者等のこと。

ま行

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の相談に応じ、必要な支援や行政への橋渡しを行う無報酬のボランティア。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定される家事や家族の世話、介護などを日常的に行っている 18 歳未満のこどものこと。

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子ども等の早期発見と適切な保護を図るため、市町村が設置し、関係機関が情報共有や対応を協議する場。

第2次上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画

令和8(2026)年3月

発行:上牧町健康福祉部福祉課

社会福祉法人 上牧町社会福祉協議会

〒639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧 3245 番地1

上牧町保健福祉センター内

【上牧町福祉課】

電話:0745-43-5031(直通)

FAX:0745-76-1196(福祉課内)

【上牧町社会福祉協議会】

電話:0745-76-6098

FAX:0745-79-0895